

**令和 5 年度
水産白書
概要**

**令和 6 年 6 月
水産庁**

- 本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
- 本資料に掲載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。
- 水産とSDGsの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコンを付けています。
なお、関連する目標全てを付けている訳ではありません。

目次

令和5年度 水産の動向

特集 海業による漁村の活性化

第1節 漁村をめぐる現状と役割

- (1) 漁業生産、水産物消費等水産業をめぐる状況 2
- (2) 漁村をめぐる現状 3
- (3) 漁村が果たす役割 4
- (4) 漁村が有する地域資源 5

第2節 海業による漁村活性化の取組

- (1) 地域経済の活性化を目指す海業とその取組の現状 6
- (2) 海業の先行的な取組事例 7
- (3) 海業推進のための施策等 10

第3節 海業の今後の展開

- (1) 海業の推進のためのポイント 11
- (2) 海業の推進のための今後の取組 11

第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

- (1) 水産物需給の動向 12
- (2) 水産物消費の状況 13
- (3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組 15
- (4) 水産物貿易の動向 16

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

- (1) 漁業・養殖業の国内生産の動向 18
- (2) 漁業・養殖業の経営の動向 19
- (3) 漁業の就業者をめぐる動向 22
- (4) 漁業労働環境をめぐる動向 23

- (5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用 24
- (6) 陸上養殖をめぐる動向 25
- (7) 漁業協同組合の動向 25
- (8) 水産物の流通・加工の動向 26

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

- (1) 我が国周辺の水産資源 28
- (2) 我が国の資源管理 29
- (3) 実効性ある資源管理のための取組 31
- (4) 資源を積極的に増やすための取組 33
- (5) 漁場環境をめぐる動き 33
- (6) 野生生物による漁業被害と対策 35

第4章 水産業をめぐる国際情勢

- (1) 世界の漁業・養殖業生産 36
- (2) 世界の水産物消費、世界の水産物貿易と国際情勢 37
- (3) 国際的な資源管理 38
- (4) 捕鯨業をめぐる動き 39

第5章 大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

- (1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況 40
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応 41
- (3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き 42
- (4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興 43

(参考) 水産施策の主なKPI

令和6年度 水産施策

特集 うみぎょう 海業による漁村の活性化



- 「海業」：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業
- 海業の意義：漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、地域資源を最大限に活用した海業を根付かせることで地域の所得と雇用の機会の確保を目指すもの



漁港の食堂（千葉県保田漁港）



水産物直売所（福岡県鐘崎漁港）



海業ポスター



漁業体験（大阪府田尻漁港）



渚泊（北海道歯舞漁港）

第1節 漁村をめぐる現状と役割

(1) 漁業生産、水産物消費等水産業をめぐる状況

- 我が国の漁業・養殖業の生産量は、漁業就業者数の減少、海洋環境の変化、水産資源の減少等により緩やかな減少傾向が継続。
- 我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量（純食料ベース）は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向。
- 漁業就業者の減少・高齢化とともに漁業経営体の後継者不足も課題。

漁業・養殖業生産量、漁業就業者数等の変化

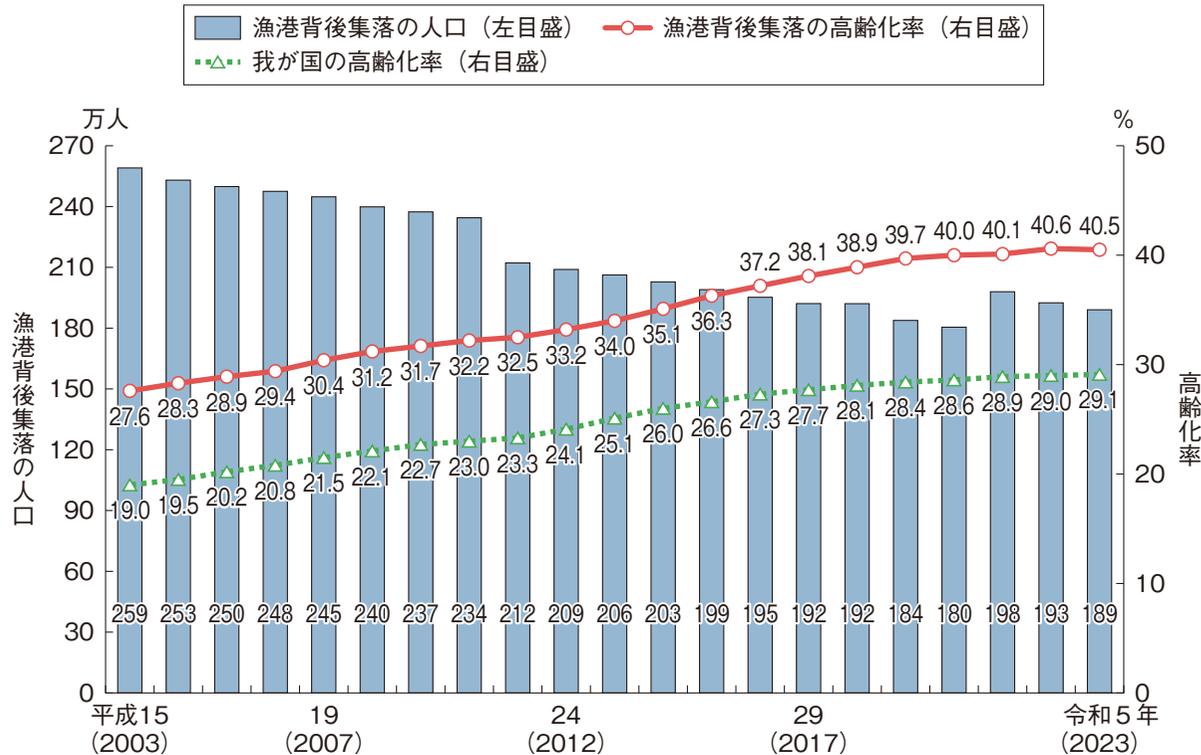
漁業・養殖業生産量（千t）	平成5（1993）	令和4（2022）年
	8,707	3,917
1人1年当たりの食用魚介類の消費量（純食料：kg）	平成5（1993）	令和4（2022）年度
	37.5	22.0
漁業就業者数（千人）	平成20（2008）	令和4（2022）年
	221.9	123.1
漁業経営体数（千経営体）	平成5（1993）	令和4（2022）年
	172	61
基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の漁労収入（千円）	平成18（2006）	令和4（2022）年
	23,380	22,893
漁船数（千隻）	平成5（1993）	令和4（2022）年
	267.6	108.7

資料：「漁業・養殖業生産量」：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
 「1人1年当たりの食用魚介類の消費量」：農林水産省「食料需給表」
 「漁業就業者数」及び「漁業経営体数」：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）及び20（2008）年）及び「漁業構造動態調査」（令和4（2022）年）
 「基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の漁労収入」：農林水産省「漁業経営統計調査」（組替集計）及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成
 「漁船数」：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）年）及び「漁業構造動態調査」（令和4（2022）年）
 注：1）「漁業就業者数」：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。平成20（2008）年以降の調査は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行うこととしたため、非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成19（2007）年以前の調査とは連続しないため、平成20（2008）年との比較とした。
 2）「基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の漁労収入」：「漁業経営統計調査」（組替集計）の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の年齢階層毎の経営体数（平成18（2006）年は男子のみ）で加重平均した。「漁業経営統計調査」は、平成17（2005）年以前の調査から大幅な見直しが行われ、平成18（2006）年以後の調査とは連続しないため、平成18（2006）年との比較とした。

(2) 漁村をめぐる現状

- 漁村の多くは、漁業にとって適地であるリアス海岸、半島、離島等に立地。漁港背後集落のうち、離島地域にあるものが約18%、半島地域にあるものが約31%。また、漁村の多くは背後に崖が迫り、平坦地が少ない狭隘・高密度な集落を形成。漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあるほか、自然災害に対して脆弱であるなど、漁業以外の面では不利な条件下にある。
- 漁村の高齢化率は、全国平均を約11ポイント上回る。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

注：1）高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

漁港背後集落の状況

漁港背後集落総数	離島地域・半島地域・過疎地域のいずれかに指定されている地域		
	うち離島地域	うち半島地域	うち過疎地域
4,384 (100%)	778 (17.7%)	1,353 (30.9%)	3,113 (71.0%)

資料：水産庁調べ（令和5（2023）年）

注：離島地域、半島地域及び過疎地域は、離島振興法、半島振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき重複して地域指定されている場合がある。

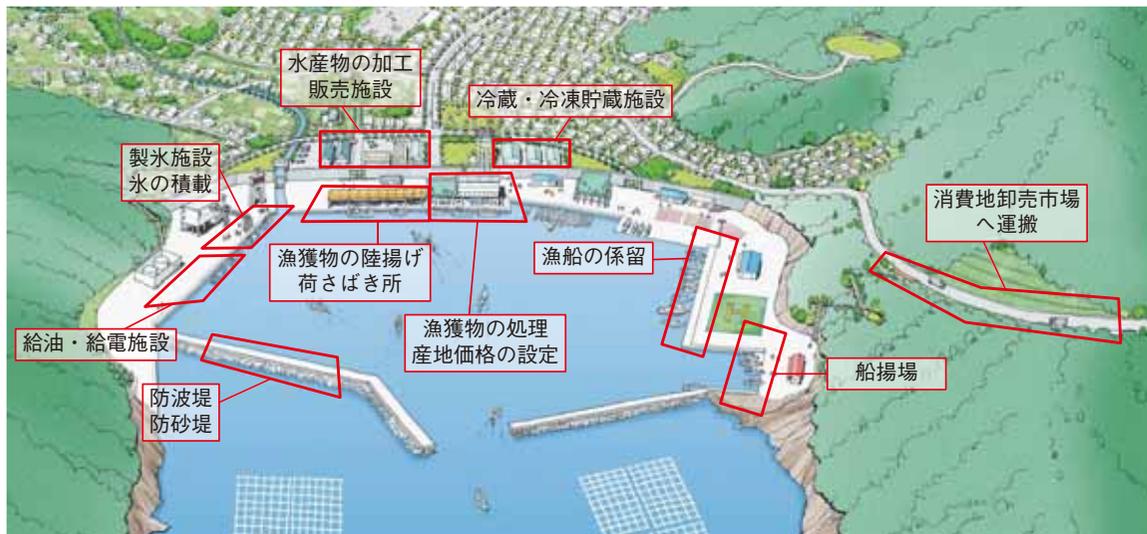


漁村の立地特性

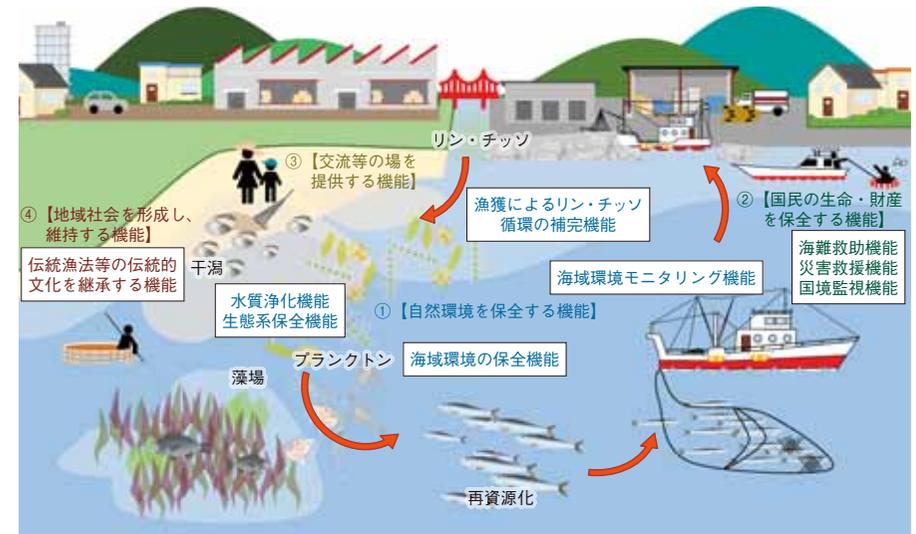
(3) 漁村が果たす役割

- 漁村は、漁業就業者などの住民の生活の場に加え、水産業の拠点として重要な役割。
- 漁港は、漁業の操業に必要な物資の供給、漁獲物の陸揚げ、水産物の流通、販売、加工等消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に供給する役割のほか、漁船の係留や避難基地としての役割も有する。
- 水産業・漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し、維持する機能等の多面的機能を果たし、その恩恵は広く国民一般にも及ぶ。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援。

漁港の役割



水産業・漁村の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえて農林水産省で作成（水産業・漁村関係のみ抜粋）

(4) 漁村が有する地域資源

- 漁村は、新鮮な水産物、市場への水揚げの風景、非日常の漁業体験等他の地域にはみられない特徴を有するほか、漁村集落独特の景観や釣り等の親水性レクリエーションの機会の提供など地域外の人々を惹き付ける魅力を有しており、漁村の活性化を図るためには、漁村が有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することが重要。
- 漁村における水産物直売所等の交流施設の増加に伴い、都市漁村交流人口は約2千万人と近年増加傾向で推移。
- 国民の旅行に対するニーズは高く、農山漁村への旅行の目的として食や自然・景観に対するニーズが高い。
- 代表的な親水性レクリエーションである釣りの人口は約870万人。
- 訪日外国人は新型コロナウイルス感染症の影響により急減したものの、近年は増加傾向で推移し、増加するインバウンド需要を地域に取り込むことで地域の活性化が期待。

漁村に存在する地域資源の例

分類	主な地域資源
漁業に関するもの	新鮮な魚介類、水産加工品、魚市場、各種漁業・養殖業、伝統漁業、水産加工業
自然・景観に関するもの	漁村景観、舟屋、寺社、海、河川、湖、海岸、砂浜、干潟、生物
レクリエーションに関するもの	海水浴場、マリーナ、フィッシャリーナ、釣り堀、マリンスポーツ全般、釣り、潮干狩り
漁村の文化・伝統等に関するもの	伝統行事、祭り、朝市・定期市、生活習慣、郷土料理、漁師料理、造船技術、海・気象に関する民俗知識、民話・逸話
再生可能エネルギーに関するもの	風、波、太陽光、バイオマス、藻、河川（水力）
その他	海水温浴施設、藻塩風呂、海水療法、深層水

全国の漁港及びその背後集落における水産物直売所等の交流施設及び漁村の交流人口

	平成29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4年度 (2022)
水産物直売所等の交流施設(箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473
漁村の交流人口(千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420

資料：水産庁調べ

伝統的な郷土料理の例



いかめし（北海道）



イカナゴのくぎ煮（兵庫県）

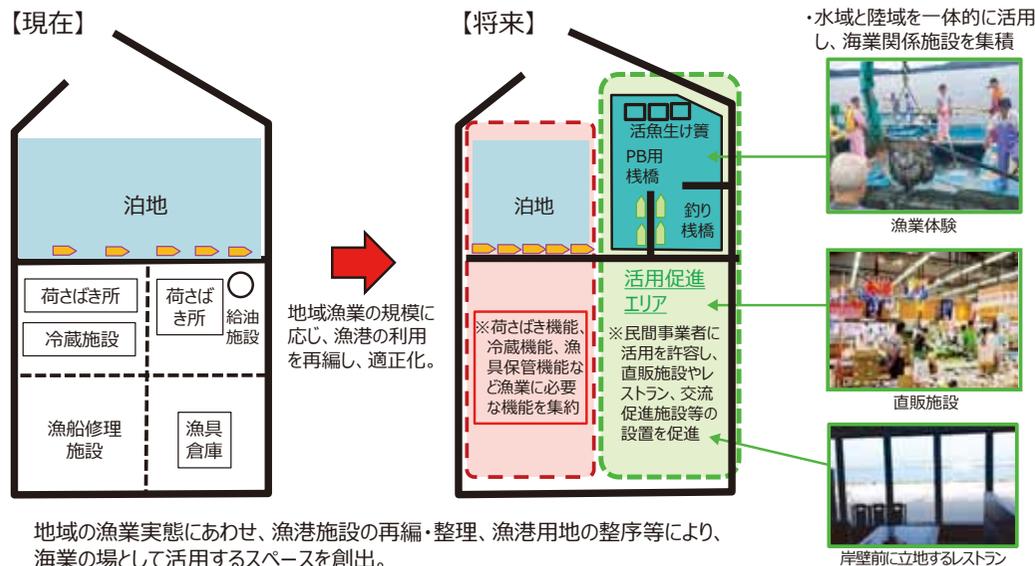
*画像：農林水産省Webサイト「うちの郷土料理」

第2節 海業による漁村活性化の取組

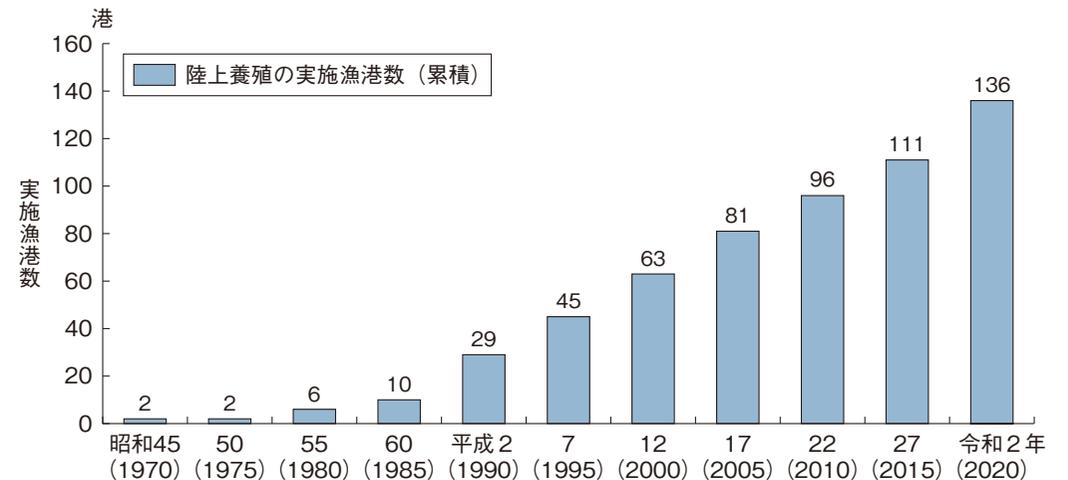
(1) 地域経済の活性化を目指す海業とその取組の現状

- 水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」として「海業」を盛り込み、漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、漁業利用との調和を図りつつ地域資源を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し、根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指す。
- 漁港は、用地を活用した陸上養殖や水域を活用した増養殖・蓄養を行いやすい環境にあり、漁港の用地を活用した陸上養殖の取組は増加傾向。
- 消費者のニーズは、「モノ消費」から「コト消費」や「トキ消費」へと移行していると言われており、漁港は、「コト消費」・「トキ消費」の大きなポテンシャルを有しており、海や漁村の価値や魅力を活かす海業の取組により、水産業の持続的な発展に寄与していくことが求められている。

漁港における海業推進のイメージ



漁港の用地を活用した陸上養殖の取組



資料：水産庁調べ

注：令和2（2020）年の実施漁港数（136漁港）の内容は、魚類養殖35漁港、藻類養殖36漁港、その他（ウニ・アワビ等）65漁港。

(2) 海業の先行的な取組事例

- 我が国の食用魚介類の消費が減少傾向で推移する中、漁村における四季折々の新鮮な水産物の魅力を活かした水産物の消費増進に寄与する取組は重要。
- 新鮮でおいしい水産物は漁村への来訪者を惹き付ける貴重な地域資源。
- 地域で獲れる水産物の販売やそれを食材とする料理の食堂等での提供は、漁村への交流人口の増加に貢献しており、各地域の特色を活かした多くの取組が行われている。

事例 漁協による食堂等の整備や道の駅との連携 (千葉県保田漁港)

千葉県きよなんまち鋸南町の保田漁協では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、漁協が消費者へ水産物を直接提供する取組として、平成7(1995)年に漁協直営の食堂「ばんや」を開設。同施設が話題を呼び、首都圏近郊を始めとした来客数が増加する中、平成12(2000)年には「第二ばんや」、平成20(2008)年には「第三ばんや」を開設し、食堂に地元で水揚げされた魚を提供することにより、少量多種の水産物の利用による利用拡大や付加価値向上が図られた。

また、漁協が営む定置網を観光定置網として活用することや、温泉宿泊施設、プレジャーボート用のビジターバースの設置等の事業を積極的に展開し、雇用の増加が図られるなど地域水産業の活性化に大きく寄与。

さらに、鋸南町が、漁港近くの廃校となった小学校を道の駅として再生し、小学校の施設を活かした宿泊施設、直売所、食堂等を整備したほか、小学校に隣接し保田小附属ようちえんを開設し、保田漁協としてもこれらの施設との連携により更なる集客数の増加がみられている。



ばんや内観



道の駅「保田小学校」

事例 日曜朝市から複合的な事業への展開 (大阪府田尻漁港)

大阪府たじりちょう田尻町の田尻漁港では、刺網等の沿岸漁業を中心とする漁業が営まれており、昭和62(1987)年から開始された関西空港開設のための埋め立て工事により漁場が縮小し、漁獲量が大幅に減少する一方、空港開設による宿泊施設や来訪者が増加。こうした中、田尻漁協は、漁港を活用し観光客を対象とした事業を行うこととし、平成6(1994)年には、漁港において漁業者が水産物を直接販売する日曜朝市の開設、漁業体験、海鮮バーベキュー、マリナー、水上バイク艇庫の事業を相次いで開始。

その後、冬期や荒天時における漁業体験に代わる事業としての海上釣り堀や、冬期に休業していた海鮮バーベキュー場を全天候型の施設とし、カキ小屋を開設するなどの取組を行っている。

これらの複合的な事業は、町の重要な観光資源となっており、漁協組合員の所得の増加に加え、地域の発展においても重要な存在となっている。



日曜朝市の様子



漁業体験の様子

- 来訪者が、漁業者とともに漁業体験を行うことで水産物の生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等についても理解を深めることが期待。
- 漁村に宿泊・滞在しながら伝統的な生活体験や漁村の人々との交流を楽しめる「渚泊」^{なぎさばく}を推進。
- 釣り等の親水性レクリエーションは、漁村に来訪者をもたらすだけでなく、漁村との交流のきっかけや地域水産物の消費拡大に寄与。

事例 水産と観光の融合を目指した多様な取組 (宮城県気仙沼漁港)

宮城県気仙沼市では、東日本大震災以前から年間約250万人の観光客の来訪があったものの震災による被害を受け観光客数は大幅に減少する中、気仙沼市は平成24(2012)年には水産と観光の融合を図ることとし、漁港等の関係施設の復旧に当たり観光の観点も含めた施設整備を実施。新設した魚市場では、見学スペースの設置、魚食普及を推進するための「クッキングスタジオ」や遠洋漁船船室の再現施設等を展示した「水産情報発信施設」を併設。また、震災以前からあるショッピング、氷の中に約450匹の魚が展示された「氷の水族館」や「シャークミュージアム」を含む複合的な施設である「海の市」をブラッシュアップして再建。さらに、「ちょいのぞき気仙沼」として、氷屋、魚箱等の梱包資材の商店、漁具屋等の水産業界の関連事業者の職場を見学、体験できるコンテンツを提供。

くわえて、気仙沼湾奥のエリアにある市役所庁舎の移転を見据え、同地区の賑わいを創出するためのまちづくりが進められ、その一環として、令和4(2022)年には、漁港の水域において、水上自転車、ハンドパドルボート等のアクティビティや、遊覧船を利用した海上レストラン等の社会実験を行い、事業化に向けた取組を実施。



海の市



漁具屋での見学・体験



ハンドパドルボートの
アクティビティ

事例 クジラを核とした観光との連携 (和歌山県太地漁港)

和歌山県太地町は、我が国の古式捕鯨発祥の地で、捕鯨業をはじめとする漁業が町の中心的役割を担っており、クジラを中心に町全体を公園化するために平成18(2006)年に「太地町くじらと自然公園のまちづくり構想」を策定し、これを基に町の玄関口に位置する森浦湾において、「森浦湾鯨の海構想」を推進。この構想では、湾口に仕切り網を設置し、海面いけす・湾内で小型鯨類を蓄養・放養し、太地町漁協が運営するシーカヤック等のマリレジャーによりクジラと間近で触れ合うことが可能となっている。また、森浦湾に入る同町の入り口に「道の駅たいじ」を整備し、同漁協が鯨肉等の地元の水産物を活用したメニューの提供や販売等の運営、鮮魚等を取り扱う朝市を開催。

同町の取組により、効果的な地元水産物の消費増進や観光誘客による地域における雇用や所得の創出を実現。



シーカヤック

(画像提供：太地町立くじらの博物館)



道の駅たいじ

- 海洋環境の変化等により漁業による安定的な漁獲量の確保が困難になっている中、養殖業は計画的で安定的に生産できるメリットを有する。
- 養殖業で生産した魚介類を新たな特産品としたり、漁村で営む直売所や食堂に提供することができたりするなど養殖業と他の事業を組み合わせた取組が期待。
- 漁港用地や水域等を活用して、種苗生産、中間育成、藻場造成、魚類の保護育成等の水産資源の増殖を行う取組もみられる。

事例 未利用の漁港用地を活用したスジアオノリの陸上養殖（広島県走漁港）

広島県福山市走島の走漁港では、以前は県内1位の漁獲量を誇るとともに、カタクチイワシやノリの加工が盛んであったが、漁獲量や漁業者数の減少が進み、加工場用地が利用されない状況が継続。

一方、同県内の食品製造業の三島食品株式会社では、平成29（2017）年頃から数年間スジアオノリの記録的な不漁により、一時販売を停止するなど原材料の調達が課題となっていた。

このような中、広島県は当該用地を利用する事業者を公募した結果、三島食品株式会社が陸上養殖施設を設置し、スジアオノリの陸上養殖を令和2（2020）年6月から開始。

本事業により、スジアオノリの計画的な生産が図られ生産量が増加するとともに、雇用が限られる離島地域で新たに18人の雇用が増加するとともに、遊休化していた漁港用地の活用により、漁港の施設利用料収入の増加が図られた。



陸上養殖施設（屋内施設）



陸上養殖施設（屋外のタンク）

事例 防波堤の整備により生まれた漁港水域に藻場を造成（北海道元稲府漁港）

北海道雄武町の元稲府漁港は、ホタテガイの小型底びき網漁業を主体にコンブ・ウニ等の採貝・採藻漁業等の生産拠点であるが、港内静穏度が悪化し漁業活動に支障を来し、外来船等の避難が困難という課題や、採貝・採藻漁業については、遠方の漁場での操業による漁業者の負担が大きいという課題があった。このため、平成14（2002）年度に策定した計画から港内静穏度対策として防波堤（二重堤）を整備するとともに、港内水域の拡張を実施。

二重堤の整備に当たり、二重堤間の静穏域に港内の浚渫から発生する破碎された岩を投入し、コンブ・ウニの継続的な漁獲が可能な藻場として有効活用することとした。二重堤内の整備により、コンブ・ウニの漁獲量が増加するとともに、ウニの身入り等の向上が図られるとともに漁労作業の安全性の向上等が図られた。



二重堤の整備後の状況



コンブ操業状況

(3) 海業推進のための施策等

- 海業の推進に当たり、地域人材の育成、海業の展開に必要な調査、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等の海業に係る活動支援、漁港施設・用地の再編・整序、地域水産物普及施設の整備等の支援を実施。
- 海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成。
- 海業振興に取り組む方々に向けて海業振興に係る相談を総合的に受け付ける「海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）」を開設。
- これまで行われている取組事例をまとめた「海業の取組事例集」、「漁港施設の有効活用ガイドブック」等を作成・公表。

海業の推進に係る農林水産省の主な支援事業

①海業の展開に必要な調査等

- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【20億円の内数】
 - ・海業支援施設等の効果を促進するための情報発信等及びこれに係る調査
 - ・地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査
 - ・漁村における交流面での活性化のための計画調査、外部人材招聘 等
- 漁港機能増進事業【4.5億円の内数】
 - ・漁港の機能の再編分担及び有効活用に関する調査、総合整備計画の策定 等

②海業にかかる活動支援

- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業)【83.9億円の内数】
 - ・農林漁業者、商工業者等が連携した新商品開発・販路開拓等の取組
 - ・渚泊ビジネスの実施体制の整備や経営の強化、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組【拡充】 等
- 漁協経営基盤強化対策支援事業【2.6億円の内数】
 - ・海業に取り組む漁協へのコンサルタント派遣・金融支援
- 離島漁業再生支援等交付金【13.52億円の内数】
 - ・離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組
 - ・特定有人国境離島地域における漁業・海業による雇用機会の推進のための取組

③漁港の利活用環境整備、海業支援施設の整備

- 水産基盤整備事業【730億円の内数】
 - ・漁港施設・用地の再編・整序等
- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【20億円の内数】
 - ・地域水産物普及施設、漁業体験施設等の整備
 - ・漁船以外の船舶の簡易な係留施設、陸上保管施設等の整備
- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業)【83.9億円の内数】
 - ・農林水産物の加工施設、販売促進(販売・貯蔵用)施設等の整備
 - ・釣り、潮干狩り、磯遊びの施設・休憩所等の整備
 - ・遊漁、ダイビング等に利用される係留施設、増殖施設等の整備
 - ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設など渚泊を推進するために必要な施設の整備 等
- 漁港機能増進事業【4.5億円の内数】
 - ・漁港の有効活用促進のための、陸上養殖に必要な用水・排水施設、水産種苗生産施設、養殖用作業施設等の整備
 - ・漁港の機能再編のための、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装、支障物件の撤去 等

海業支援パッケージ

- ・ 海業に取り組む民間企業や漁協、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、関係府省庁の協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成。(令和4年12月作成、令和5年6月更新)
- ・ 求められる支援内容に応じて、「海業の展開に必要な調査」、「ビジネス導入・創出・継続」、「経営改善、人材育成」、「デジタル化」などに分類。
- ・ 水産庁に総合相談窓口を開設し、相談内容に応じて関係府省庁にも確認しつつ、一元的に対応。

第3節 海業の今後の展開

(1) 海業の推進のためのポイント

- 関係者間の合意の下、幅広い経済波及効果が生まれるよう、漁業関係者、行政関係者のほか、必要に応じ地域内外の民間企業なども参加する協議会を設置するなど、多くの関係者を巻き込んだ取組とすることが重要。
- 漁業者等の所得向上と地域の雇用創出を図るため、各関係者の適切な役割分担の下、地域の将来像を踏まえた実践・継続可能な海業の計画づくりが必要。
- 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化や、漁港施設・用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力の下、漁港と地域資源を最大限に活かした取組とすることが重要。
- 漁村へ人を呼び込んでいくには、漁村への来訪者の安全が十分に確保されていることが必要。

(2) 海業の推進のための今後の取組

- 漁港における新たな海業等の取組500件の展開に向けて、各地で漁業関係者が海業の取組を始められるよう、地方公共団体や民間企業等との連携の枠組みづくりや、子どもたちが海とふれあう機会の創出、海業のコンセプトや魅力の国内外への発信、多様化した消費者ニーズへの対応など、海業の普及啓発の取組を推進。
- 水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、令和6（2024）年3月に54地区を決定。今後、個別に助言や海業の推進に関する情報提供を行うほか、関係者による協議会の設置・運営等を通じて、実証的に新たな海業の取組計画策定を推進。
- 地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等の海業に関心を持つ幅広い関係者との情報共有を図るとともに、それら関係者を対象とした「海業推進全国協議会」の開催等により、海業の優良な取組事例を普及・横展開。
- 漁業上の利用に支障を与えないことを前提に、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とするため、令和5（2023）年度に改正された漁港及び漁場の整備等に関する法律等に基づき、漁港施設等活用事業を普及するなど、漁港を十分に活かした海業の取組を推進。
- 漁村への来訪者にも安心して漁港を利用してもらえるよう、大規模地震・津波や激甚化・頻発化する自然災害による甚大な被害に備えて、漁港・漁村における防災・減災対策等の推進を図るため、漁港施設の耐震化・耐津波化、避難経路の整備等を推進。また、漁港施設等のインフラが老朽化する中、予防保全型の老朽化対策を推進。

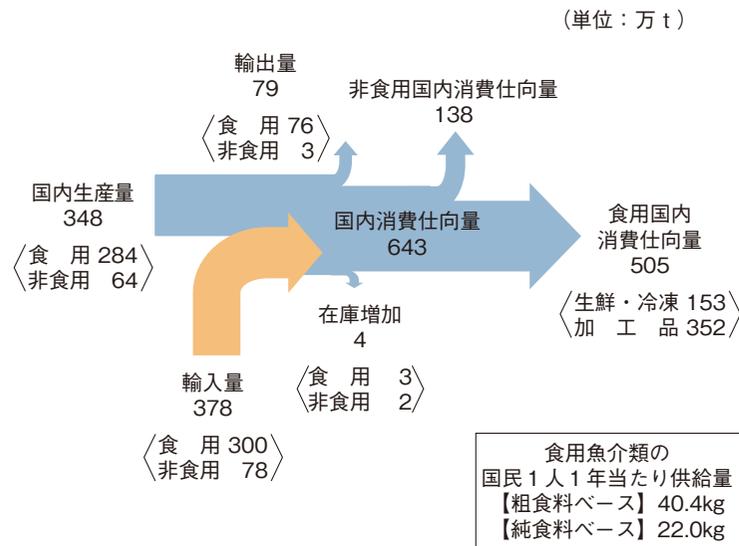
第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向

- 令和4（2022）年度の魚介類の国内消費仕向量は643万t（原魚換算ベース、概算値）。うち505万t（79%）が食用、138万t（21%）が非食用（飼肥料）向け。
- 令和4（2022）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、56%。

我が国の魚介類の生産・消費構造

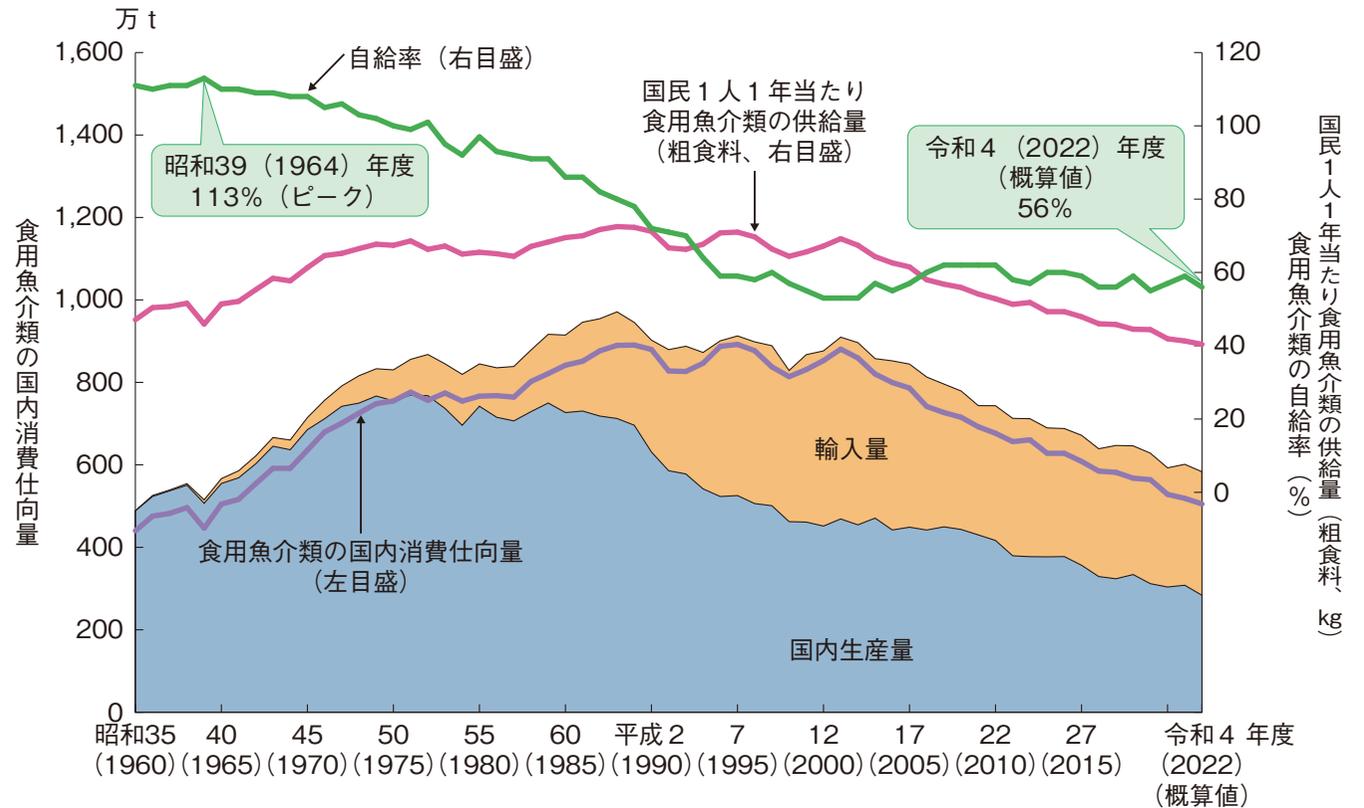
〈令和4（2022）年度（概算値）〉



資料：農林水産省「食料需給表」

- 注：1) 数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く）、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたものを含まない。
- 2) 原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。
- 3) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分（魚の頭、内臓、骨等）を除いた可食部分のみの数量。

食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

注：自給率（%）＝（国内生産量÷国内消費仕向量）×100。国内消費仕向量＝国内生産量＋輸入量－輸出量±在庫の増減量。

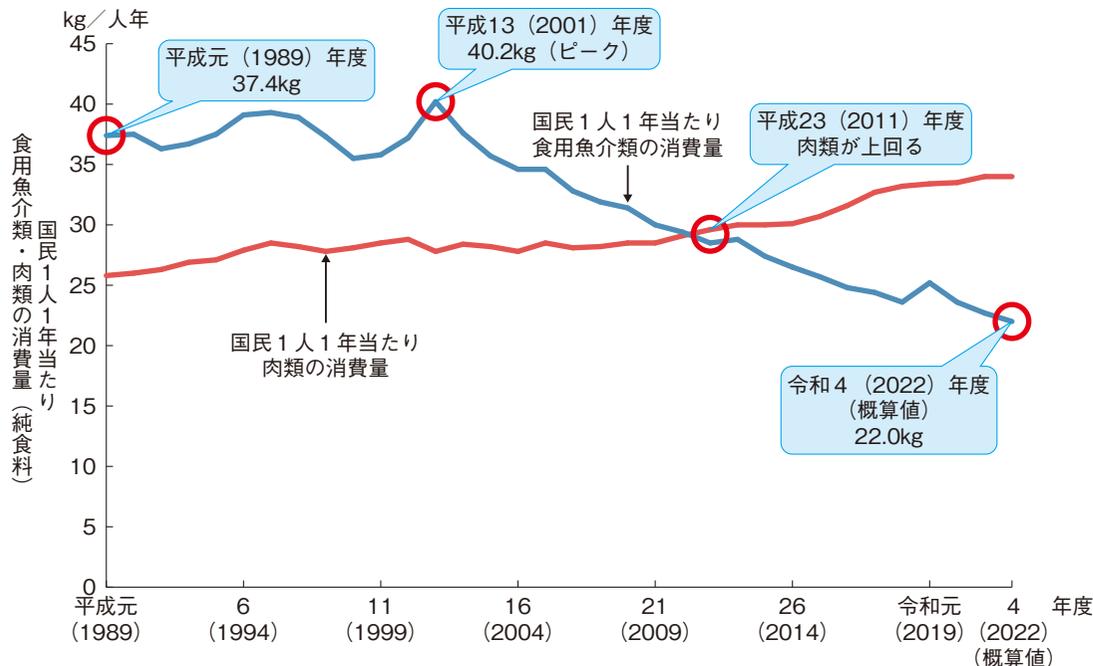


(2) 水産物消費の状況

ア 水産物消費の動向

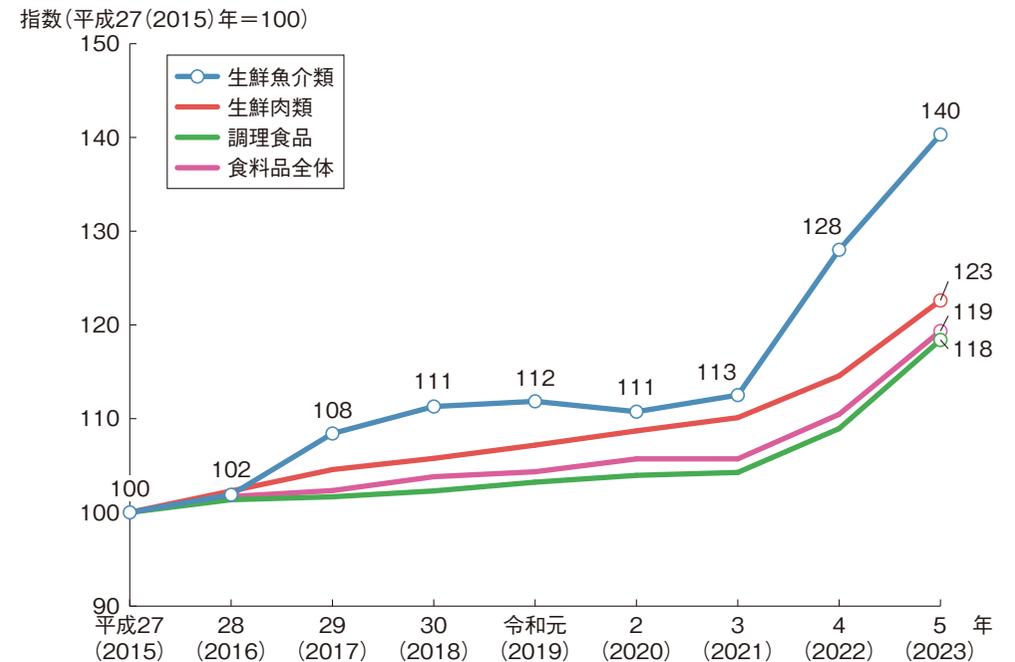
- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23（2011）年度以降肉類の1人1年当たりの消費量を下回り、令和4（2022）年度は、22.0kg（概算値）。
- 令和5（2023）年の生鮮魚介類の1人1年当たりの購入量は、前年より4%減少。同年の生鮮魚介類の消費者物価指数は、輸入水産物価格の上昇等の影響により、前年より9%上昇。
- 消費者が魚介類をあまり購入しない要因は、価格の高さや調理の手間等。食の簡便化志向が強まっており、消費者の食の志向が変化。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化（純食料ベース）



資料：農林水産省「食料需給表」

食料品の消費者物価指数の推移



資料：総務省「消費者物価指数」に基づき水産庁で作成

イ 水産物の消費拡大に向けた取組・水産物の健康効果

- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。800を超える「さかなの日」賛同メンバーは、量販店による低・未利用魚の販売、飲食店等による国産天然魚フェアの開催等水産物消費拡大の様々な取組を実施。
- 「さかなの日」アンバサダーであるさかなクンに加え、新たに「ハロー！プロジェクト」所属のタレントの中からさかな好きメンバー6名を「さかなの日」応援隊に任命し、魚食普及に関する情報を発信。
- 水産庁は、簡便性に優れた商品や提供方法等を開発・実証する取組を支援するとともに、生産、加工、流通、販売の関係者の連携による物流改善やコスト削減及び高付加価値化等のためのバリューチェーンの構築の取組を支援。
- 若いうちから魚食習慣を身に付けるためには、学校給食等を通じ水産物に親しむ機会を作ることが重要。また、学校給食における地産地消の取組を推進。
- 魚肉や鯨肉の脂質に多く含まれるオメガ3系多価不飽和脂肪酸であるドコサヘキサエン酸（DHA）、イコサペンタエン酸（IPA）は、LDLコレステロールや中性脂肪の低下等の作用があり、DHAは脳等の発達・機能維持に重要。
- 魚肉たんぱく質は、人間が生きていく上で必要な9種類の必須アミノ酸をバランス良く含む良質のたんぱく質であるだけでなく、大豆たんぱく質や乳たんぱく質と比べて消化されやすく、体内に取り込まれやすいという特徴を持つ。

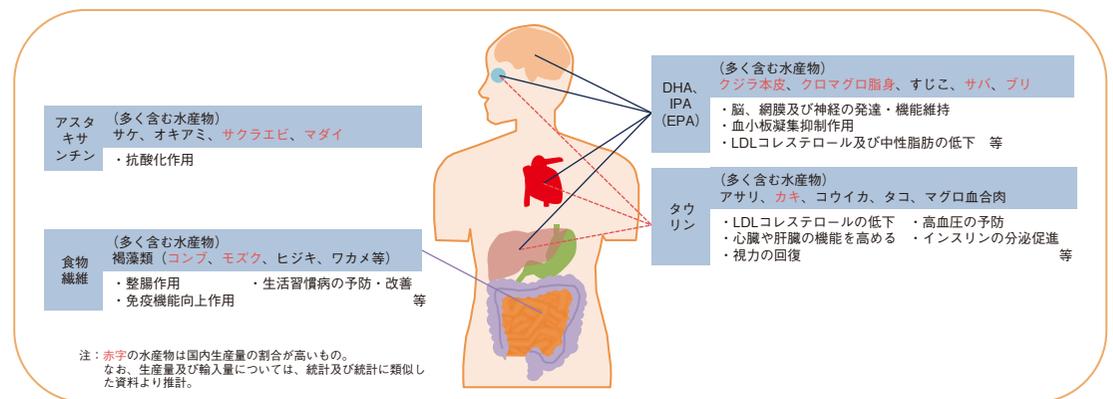


「さかなの日」のロゴ



「さかなの日」応援隊の任命

水産物に含まれる主な機能性成分



資料：島一雄・関文威・前田昌調・木村伸吾・佐伯宏樹・桜本和美・末永芳美・長野章・森永勤・八木信行・山中英明編『最新 水産ハンドブック』(2012)、鈴木平光・和田俊・三浦理代編『水産食品栄養学—基礎からヒトへ—』(2004)等を参考に、水産庁において記述した。



(3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組

- 世界には、資源管理や環境配慮への取組を証明する様々な水産エコラベルが存在。我が国においては、MSC、ASC、MEL等が活用されており、これらの普及を推進。
- その他、消費者への情報提供や知的財産保護のための制度として、食品表示法による原産地等の表示義務、機能性表示食品制度における届出情報の公開、地理的表示（GI）保護制度が存在。

我が国で主に活用されている水産エコラベル認証

MSC認証

<英国>

【日本での認証数】

26漁業

- ・ホタテガイ（北海道）
- ・カツオ（宮城県、静岡県）
- ・ビンナガ（宮城県、静岡県）
- ・カキ（岡山県）等

370事業者（流通加工）



漁業

MEL認証

<日本>

【日本での認証数】

24漁業

- ・アキサケ（北海道）
- ・マサバ、ゴマサバ（福島県）
- ・ヤマトシジミ（青森県）
- ・ベニズワイガニ（鳥取県）等



日本発の認証

ASC認証

<オランダ>

【日本での認証数】

18養殖業（48養殖場）

- ・カキ（宮城県）
- ・ブリ（宮崎県、大分県、鹿児島県）
- ・カンパチ（鹿児島県）等

194事業者（流通加工）



養殖業

64養殖業

- ・カンパチ（愛媛県、鹿児島県等）
- ・ブリ（熊本県、高知県、鹿児島県等）
- ・マダイ（三重県、愛媛県、鹿児島県等）
- ・ギンザケ（宮城県、鳥取県）
- ・ヒラマサ（愛媛県、鹿児島県）等

156事業者（流通加工）



長崎からすみ



浜中養殖うに



淡路島3年とらふぐ

※2023年4月1日以降、認証単位の定義が変更
(ASCニュースレター3月号12ページ: <https://jp.asc-aqua.org/newsletter/>)

※認証数は令和6（2024）年3月31日時点（水産庁調べ）

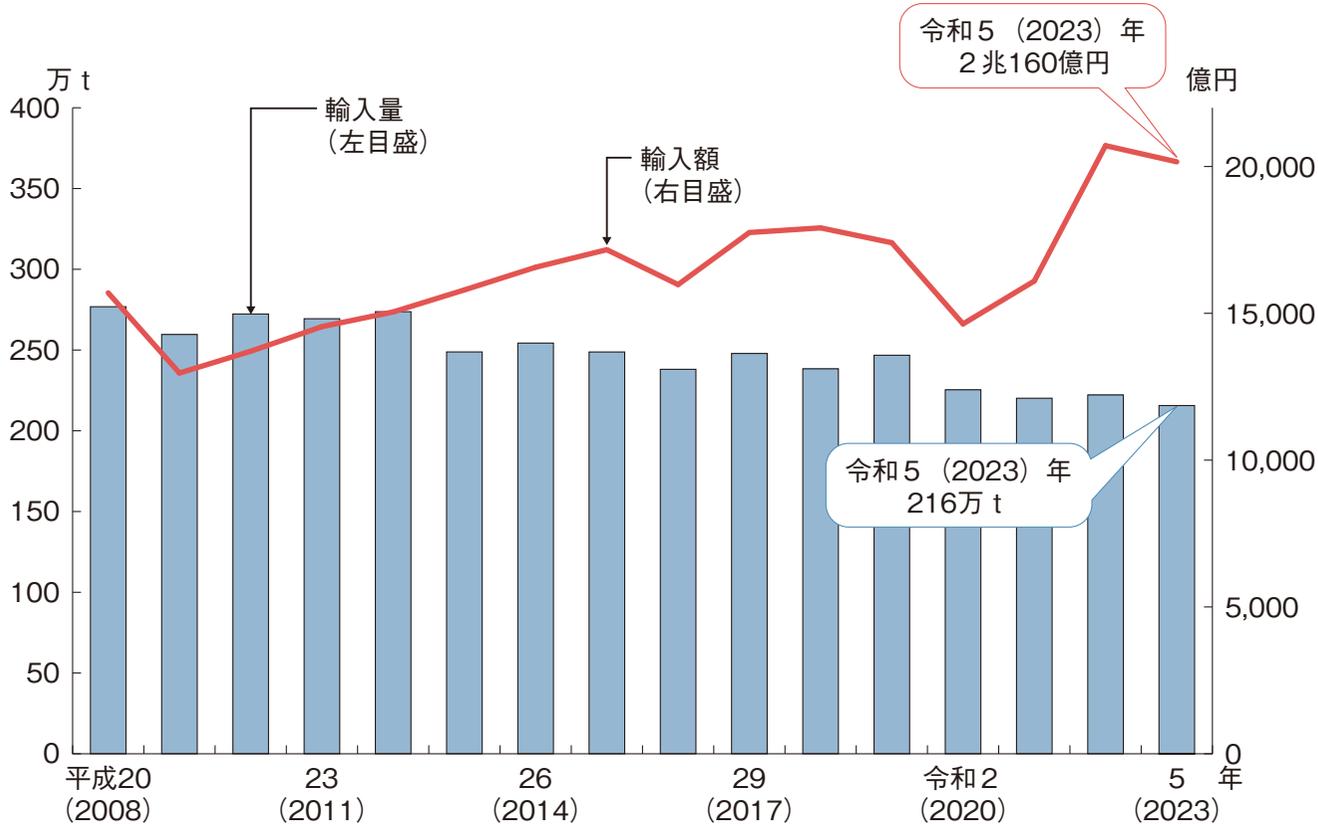


(4) 水産物貿易の動向

ア 水産物輸入の動向

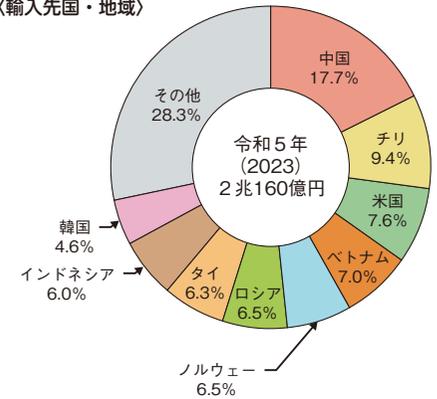
- 令和5（2023）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は、前年比3%減少の216万t。輸入額は前年比3%減少の2兆160億円。
- 主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国。品目別では、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳

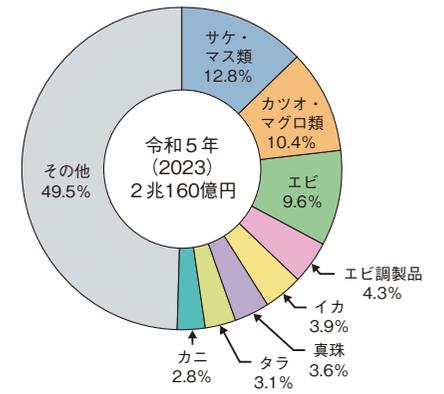


資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

〈輸入先国・地域〉



〈輸入品目〉

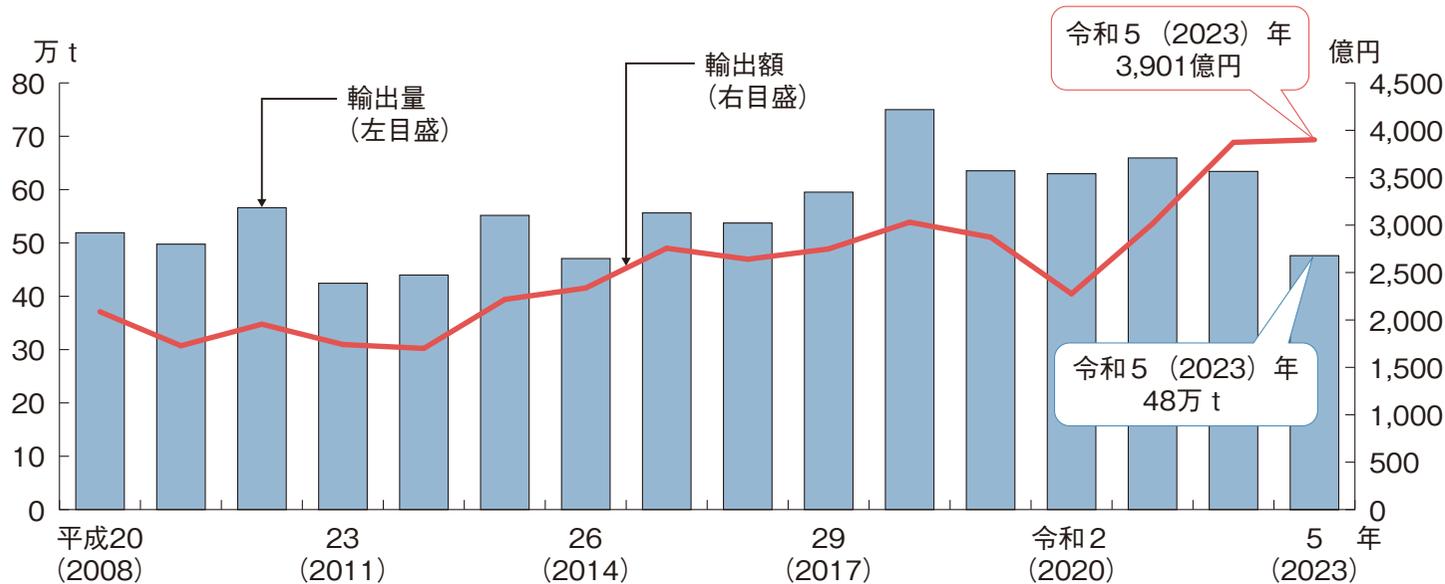


農林水産物・食品総輸入額に占める割合：16%

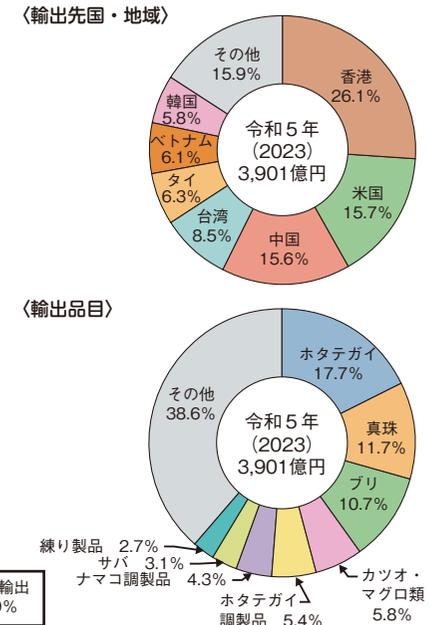
イ 水産物輸出の動向

- 令和5（2023）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は、前年比25%減の48万t。輸出額は、前年比1%増の3,901億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、米国、中国。令和4（2022）年には、中国への輸出額が輸出額総額の22%を占めていたが、令和5（2023）年8月24日のALPS処理水海洋放出開始以降の同国の全都道府県の水産物の輸入停止により、令和5（2023）年は16%に減少。
- 品目別では、ホタテガイ、真珠、ブリが輸出額の上位。中国への輸出割合が5割を超えていたホタテガイの輸出額総額に占める割合が減少。
- 令和2（2020）年3月に、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（うち水産物は1.2兆円）とする目標を設定。水産物の重点品目は、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠及び錦鯉。
- 中国・香港等の輸入規制強化を踏まえ、輸出先国・地域の多角化を支援。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



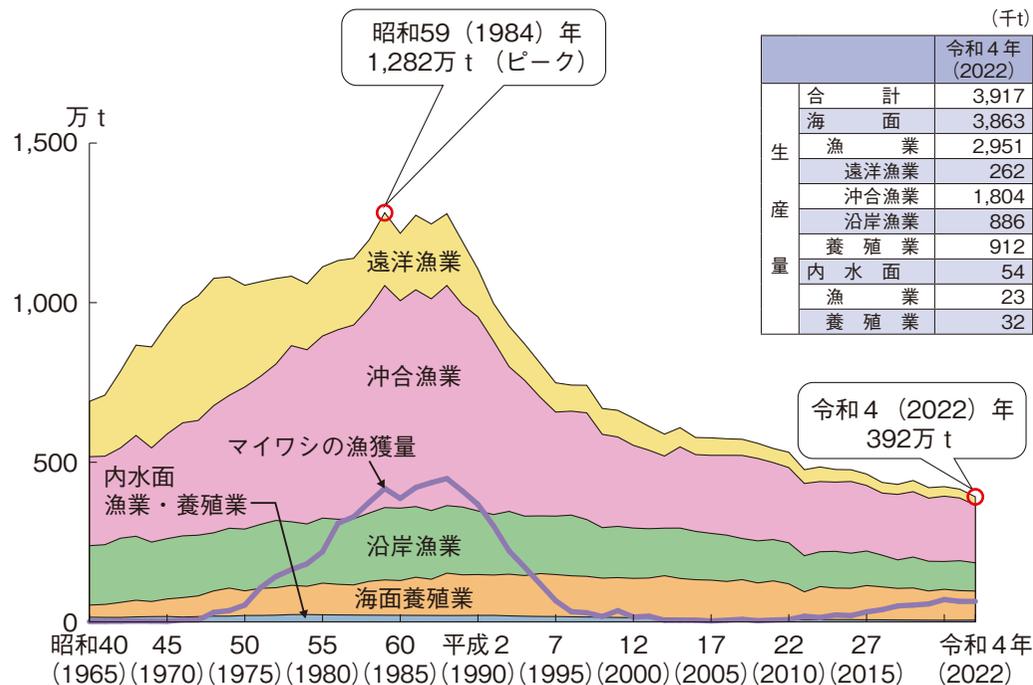
農林水産物・食品総輸出額に占める割合：29%

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

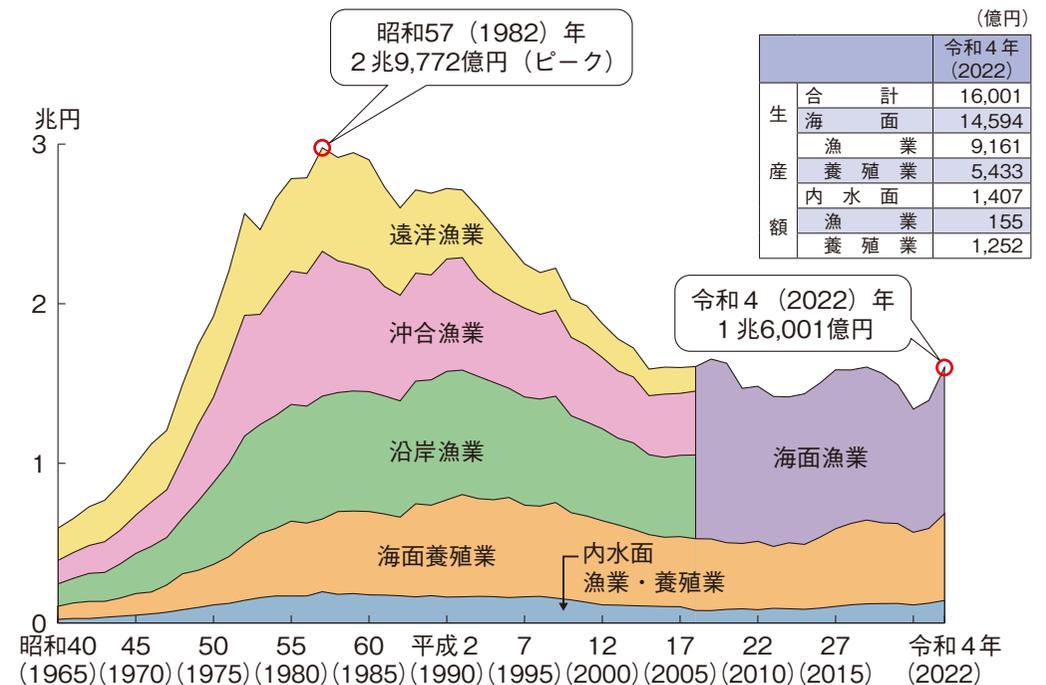
- 令和4（2022）年の漁業・養殖業生産量は、前年から24万t減の392万t。うち海面漁業は前年から23万t減の295万t。サバ類、カツオ等が減少。海面養殖業は1万t減の91万t。内水面漁業・養殖業は2千t増の5万t。
- 令和4（2022）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から2,058億円増の1兆6,001億円。うち海面漁業は1,141億円増の9,161億円、海面養殖業は749億円増の5,433億円、内水面漁業・養殖業は168億円増の1,407億円。

漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
 注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成
 注：1）漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。
 2）海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から執りまとめを廃止した。



(2) 漁業・養殖業の経営の動向

ア 漁船漁業の経営状況

- 令和4（2022）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から56万円増加して252万円。同年漁労外事業所得を加えた事業所得は278万円。基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の同年の平均漁労所得は、543万円。
- 漁船漁業を営む会社経営体では、平均漁労利益の赤字が続いており、令和4（2022）年度の漁労外利益を合わせた営業利益は273万円の赤字。
- 燃油価格は、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復等による急激な上昇に加え、ロシア・ウクライナ情勢による影響や急速な円安等により、高値水準で、かつ、不安定な動き。
- 漁業経営セーフティネット構築事業及び漁業者への省エネルギー機器の導入支援による燃油価格高騰対策を実施。

漁船漁業を営む個人経営体の経営状況

事業所得	沿岸漁船漁業			
	令和3 (2021)	4年 (2022)	3 (2021)	4年 (2022)
事業所得	2,168	2,778	4,308	6,005
漁労所得	1,964	2,522	3,861	5,428
漁労収入	6,235	7,138	22,302	22,893
制度受取金（漁業）	823	1,166	2,560	2,345
漁労支出	4,271 (100.0)	4,616 (100.0)	18,442 (100.0)	17,466 (100.0)
雇用労賃	531 (12.4)	608 (13.2)	4,792 (26.0)	5,038 (28.8)
漁船・漁具費	339 (7.9)	373 (8.1)	1,462 (7.9)	1,002 (5.7)
修繕費	397 (9.3)	434 (9.4)	1,404 (7.6)	1,200 (6.9)
油費	668 (15.6)	748 (16.2)	3,139 (17.0)	2,882 (16.5)
販売手数料	375 (8.8)	442 (9.6)	1,176 (6.4)	1,232 (7.1)
減価償却費	678 (15.9)	676 (14.6)	1,907 (10.3)	1,858 (10.6)
その他	1,282 (30.0)	1,335 (28.9)	4,562 (24.7)	4,253 (24.4)
漁労外事業所得	204	256	447	577

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成
 注：1）沿岸漁船漁業は、「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を用いる経営体数で加重平均したもの。
 2）65歳未満は、基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）であり、「漁業経営統計調査」（組替集計）の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の年齢階層ごとの経営体数で加重平均したもの。

燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

イ 養殖業の経営状況

- 令和4（2022）年の海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から228万円増加して1,062万円。
- 魚粉の輸入価格は、新興国における魚粉需要の拡大を背景に上昇傾向で推移する中、令和2（2020）年12月以降は新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復等により上昇し、令和5（2023）年はエルニーニョ現象等により更に上昇。
- 低魚粉養殖用配合飼料の開発、漁業経営セーフティネット構築事業等による配合飼料価格高騰対策を実施。

養殖業を営む個人経営体の経営状況

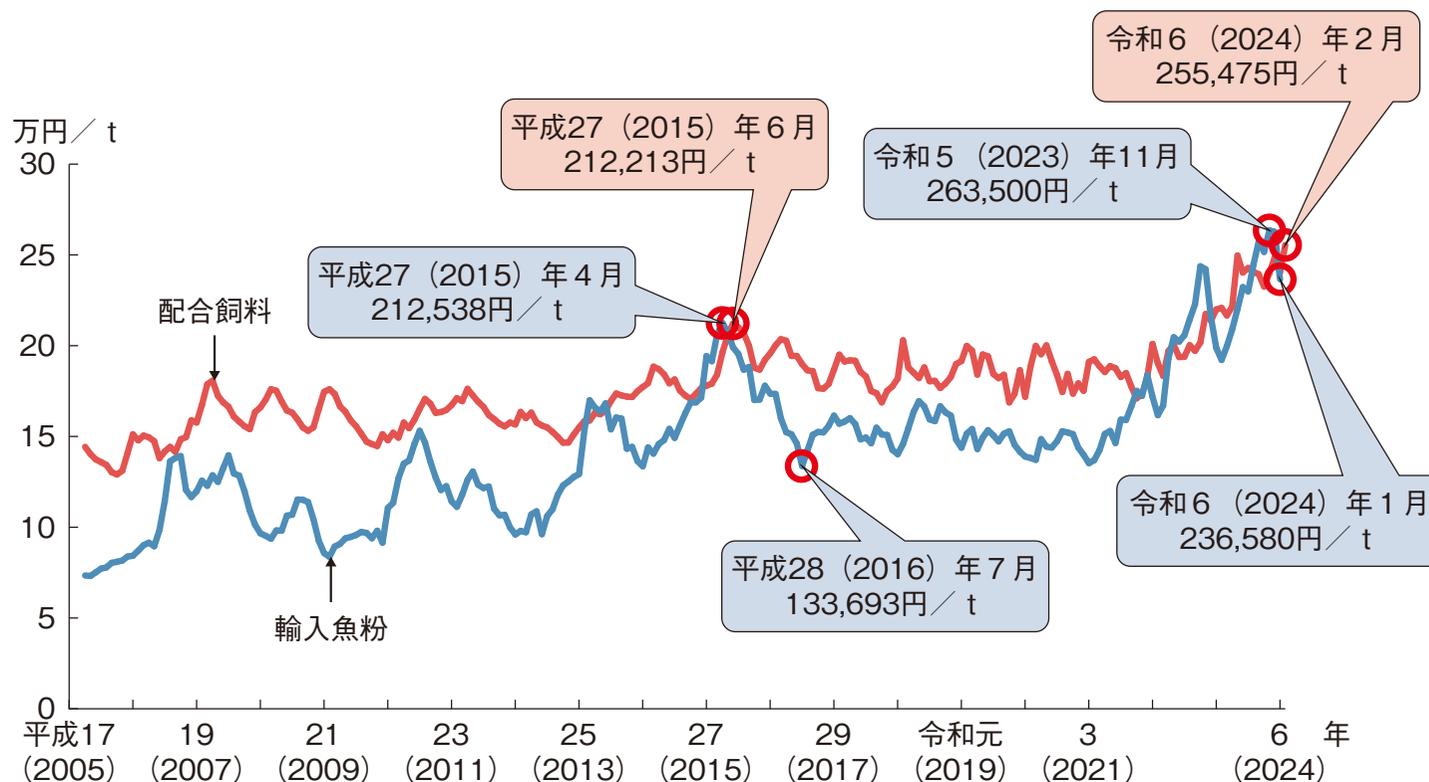
（単位：千円）

	令和3 (2021)	4年 (2022)
事業所得	8,537	10,787
漁労所得	8,336	10,616
漁労収入	35,142	40,299
制度受取金(漁業)	3,376	2,198
漁労支出	26,806 (100.0)	29,683 (100.0)
雇用労賃	3,860 (14.4)	3,818 (12.9)
漁船・漁具費	1,276 (4.8)	1,395 (4.7)
修繕費	1,661 (6.2)	1,870 (6.3)
油費	1,472 (5.5)	1,754 (5.9)
餌代	4,863 (18.1)	5,087 (17.1)
種苗代	1,027 (3.8)	1,379 (4.6)
販売手数料	1,357 (5.1)	1,708 (5.8)
減価償却費	3,645 (13.6)	3,815 (12.9)
その他	7,643 (28.5)	8,857 (29.8)
漁労外事業所得	201	171

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注：「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の結果を基に、「漁業センサス」の養殖種類ごとの経営体数で加重平均したもの。

配合飼料及び輸入魚粉価格の推移

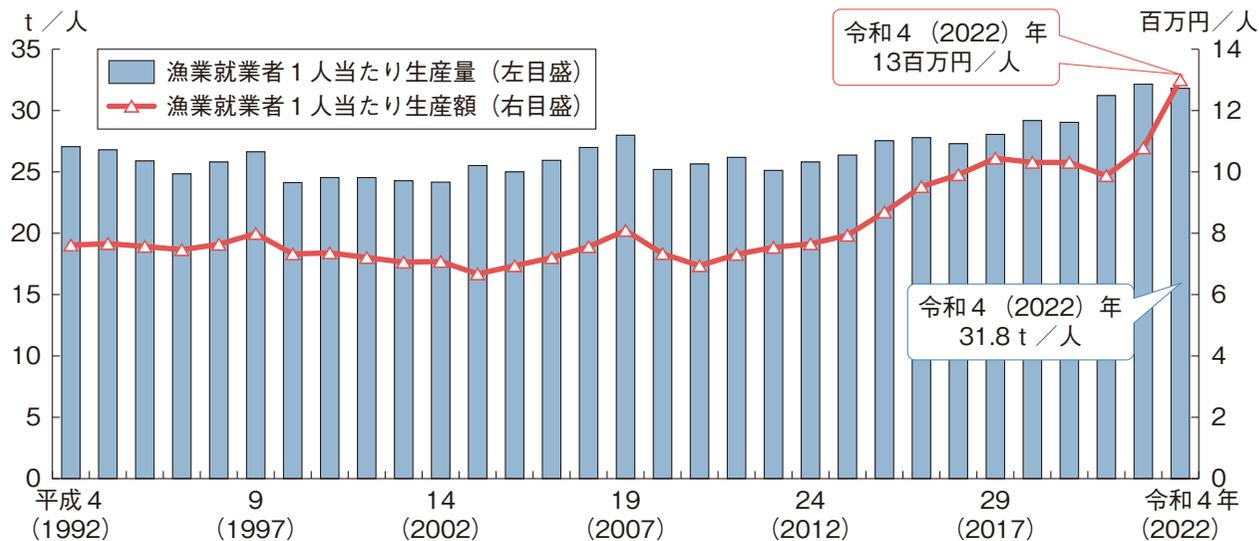


資料：財務省「貿易統計」(魚粉)、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ(配合飼料、平成25(2013)年6月以前)及び水産庁調べ(配合飼料、平成25(2013)年7月以降)

ウ 漁業・養殖業の生産性、所得の向上

- 我が国漁業就業者1人当たりの漁業・養殖業の生産額は1,300万円。
- 漁業者の所得を5年間で10%以上アップさせることで漁村地域の活性化を目指すために、実現するための方策を地域自らが考え、実施する「浜の活力再生プラン」を、令和5（2023）年度末時点で588地区で実施中。
- より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」は、令和5（2023）年度末時点で147地区で実施中。
- 浜の活力再生広域プラン等に基づくリース方式による漁船導入や産地施設の再編整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援。
- 令和2（2020）年7月に戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で養殖業の振興に本格的に取り組むこととする「養殖業成長産業化総合戦略」を制定し、マーケットイン型養殖業への転換を推進。

漁業就業者1人当たりの生産性



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）及び30（2018）年の漁業就業者数）、「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」（生産量）及び「漁業産出額」（生産額）に基づき水産庁で作成

長崎県諫早市小長井地区の浜の活力再生プランの取組事例



かき焼き小屋



商品開発したカキの駅弁

大規模沖合養殖システムの円形大型浮沈式生簀

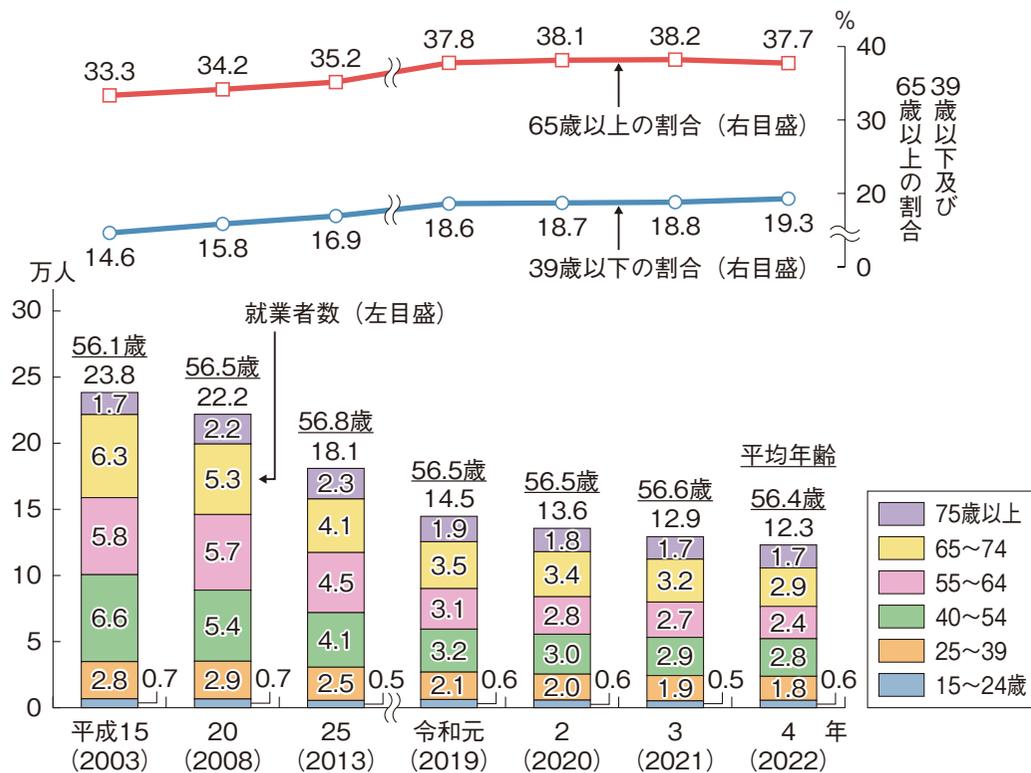




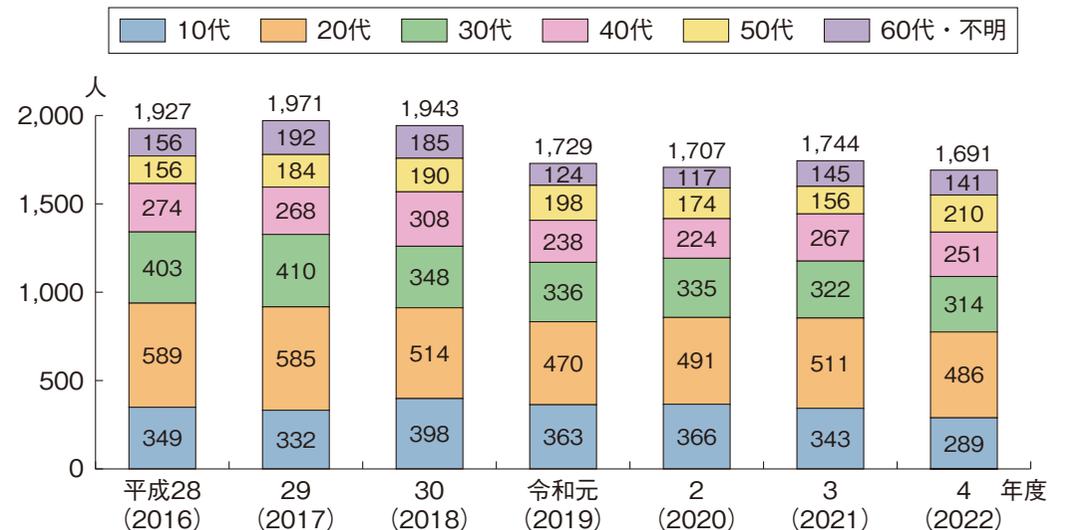
(3) 漁業の就業者をめぐる動向

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向で、令和4（2022）年は12万3,100人。
- 令和4（2022）年度の新規漁業就業者は、1,691人。国等は、就職相談会の開催、インターンシップ、漁業現場での長期研修等、新規漁業就業者の確保に向けた取組を支援。

漁業就業者数の推移



新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計

資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）及び25（2013）年）及び「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降）

- 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまででは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。
 3）平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中央値（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

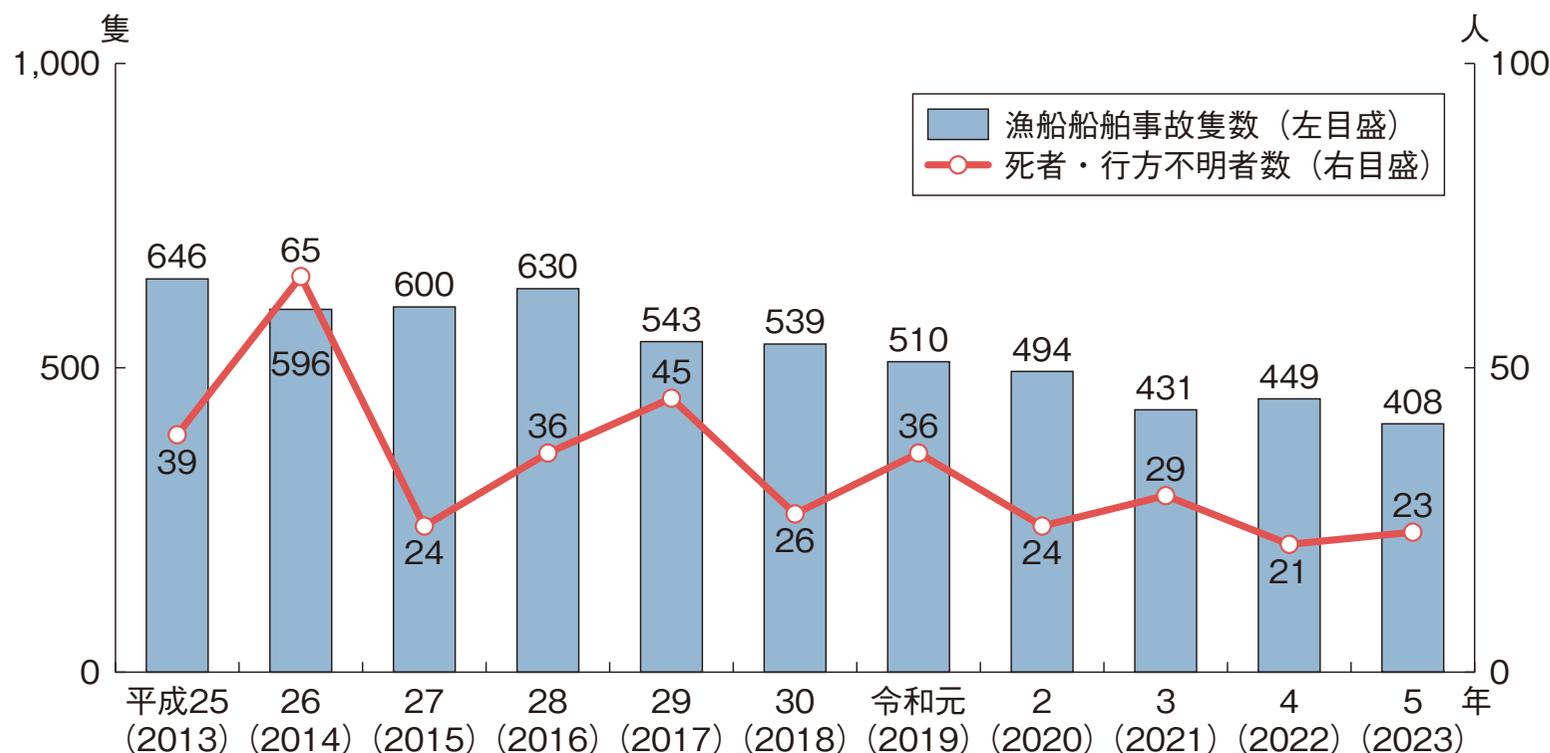


水産高校生への漁業就業への働き掛け（漁業ガイダンス）の様子

(4) 漁業労働環境をめぐる動向

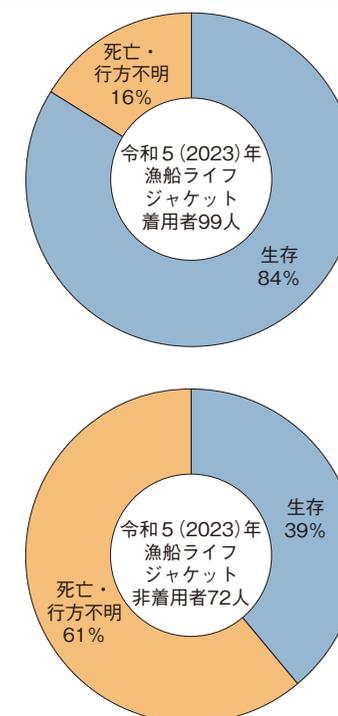
- 令和5（2023）年の漁船の船舶事故隻数は408隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は23人。
- 令和5（2023）年における漁船からの海中転落者数（※）は62人、うち死者・行方不明者数は38人。
（※ここでいう海中転落者数は、衝突、転覆等の船舶事故以外の理由により発生した船舶の乗船者の海中転落の人数である。）
- 海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割（約2.2倍の生存率）。原則、船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付け。

漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

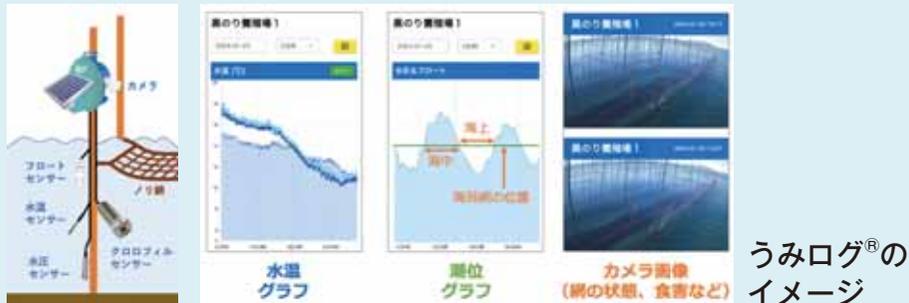


(5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

- 漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者数の減少等の現状に直面している水産業の成長産業化の実現に向け、精度の高い資源評価の実施や省人化・省力化による収益性の向上を図るため、資源評価、漁業・養殖業、加工・流通の各分野において、ICT、IoT、AI、ドローン等を活用した効率的な取組に関する技術の開発、導入及び高度化を推進。
- 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を策定し、データの利活用を推進。
- 地域が一体となって漁獲から流通・加工・販売・消費に至る各段階においてデジタル技術を活用する「デジタル水産業戦略拠点」の創出を目指し、令和5（2023）年にモデルとなる3地区を選定。

事例 養殖における海洋観測システム（「うみログ[®]」）の開発とマニュアルの整備

三重県では、三重県水産研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校及び県内の企業が共同で漁場関係のリアルタイム監視が可能なIoT海洋観測のモニタリングシステム（名称「うみログ[®]」）を開発。同システムは、クロノリ養殖漁場に設置した海洋観測機が収集する水温、クロロフィル濃度等の情報をスマートフォンアプリで閲覧可能とし、養殖業者は、これらの情報を基に、養殖開始日の決定、プランクトンの増殖情報によるノリの色落ちの予測等に活用。また、同事業では、養殖業者により効果的にシステムの活用が図られることを目的に、「黒ノリ養殖業におけるIoT観測機器の活用マニュアル」を策定。海洋観測機は、軽量かつ整備性が良いため、養殖業者自身での設置やメンテナンスが実施されている。



事例 デジタル水産業戦略拠点のモデル地区（大阪府泉州地域）

大阪府泉州地域は、主に大阪湾を漁場とするシラスの船びき網漁業が行われており、同地域では、水産業のデジタル化の取組として、水揚げ後の入札システムのICT化を推進するとともに、電子化された入札情報を、SNSを通じて操業中の漁業者に送信。

リアルタイムの入札情報をオープン化することで、個々の漁業者が相場を踏まえ適量を漁獲する操業へ変化したことによる操業コスト等の削減、鮮度等の品質保持による魚価の向上を意識した操業への改革にもつながり、週休3日制での操業体制も実現。こうした操業の効率化や漁労所得の増大等により、若い世代の新規漁業就業者の確保も進んでいる。



電子化した入札システム



電子化での入札情報の入力画面

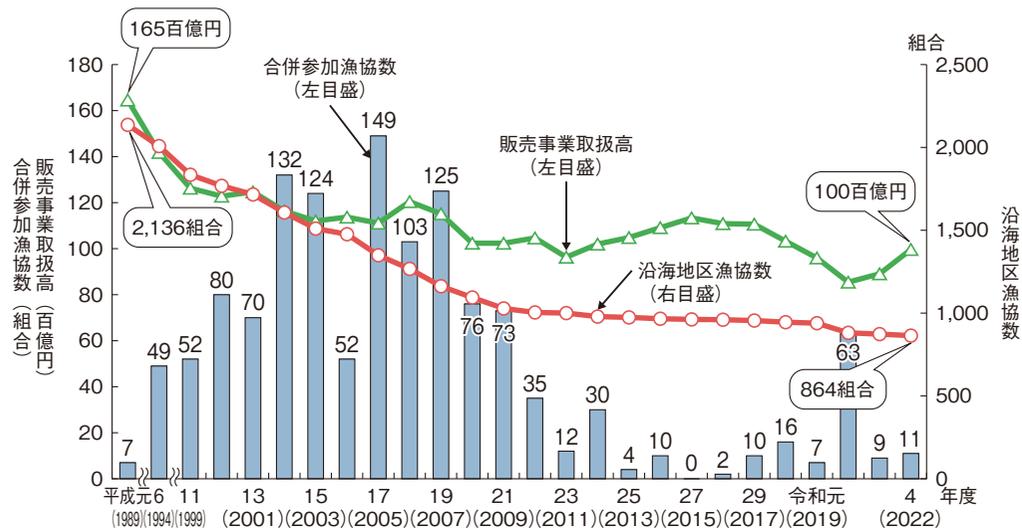
(6) 陸上養殖をめぐる動向

- 令和5（2023）年4月より陸上養殖は届出養殖業となり、届出件数は令和6（2024）年1月1日時点で662件。

(7) 漁業協同組合の動向

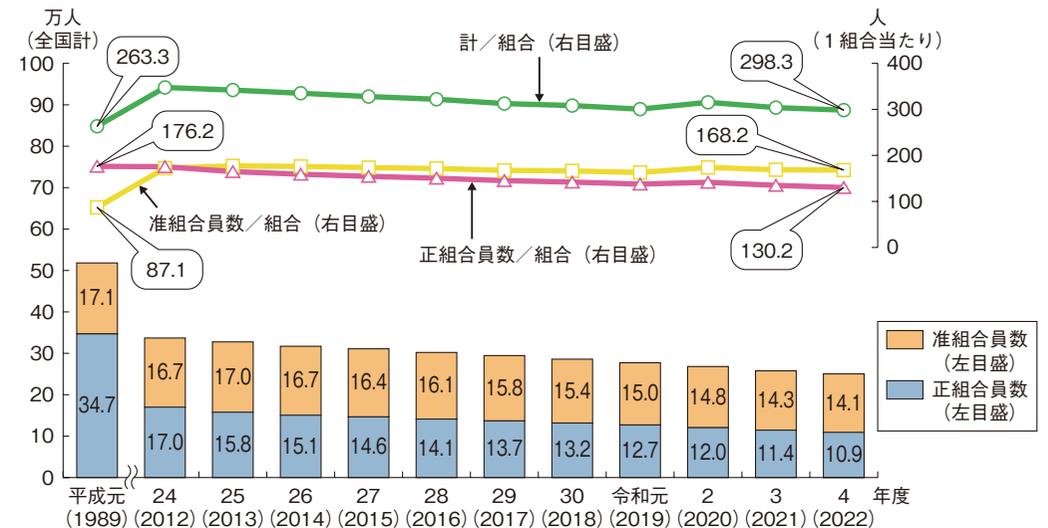
- 漁協は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 令和5（2023）年3月末時点の組合数（沿海地区）は、864組合。
- 漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進行。合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

漁協の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

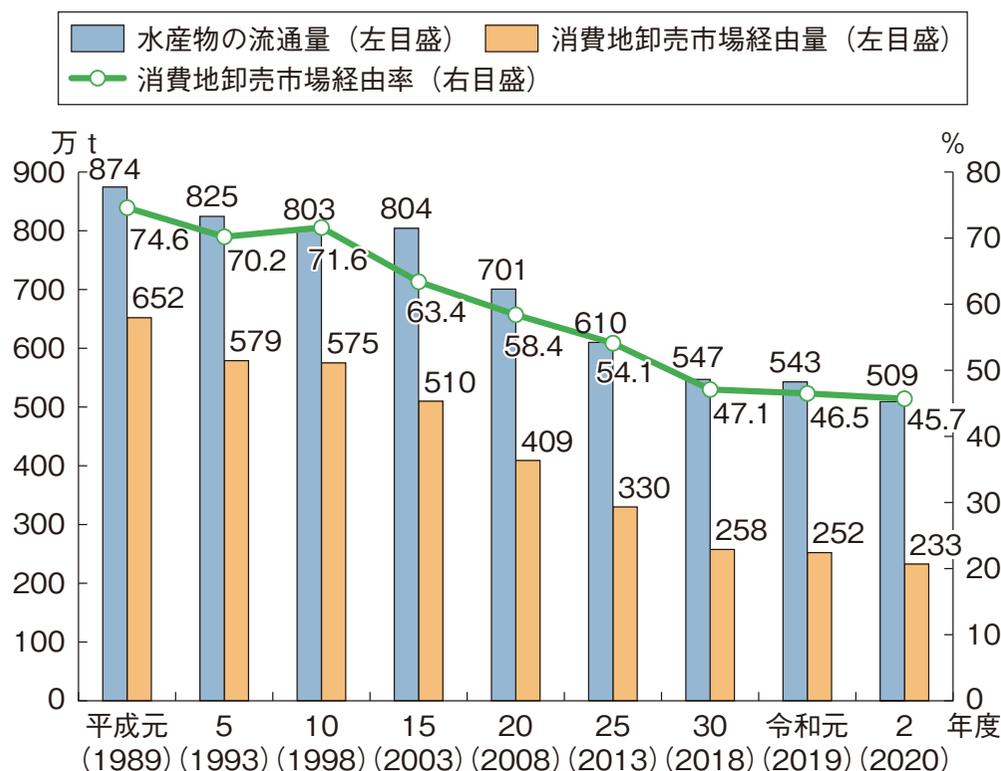


(8) 水産物の流通・加工の動向

ア 水産物流通の動向

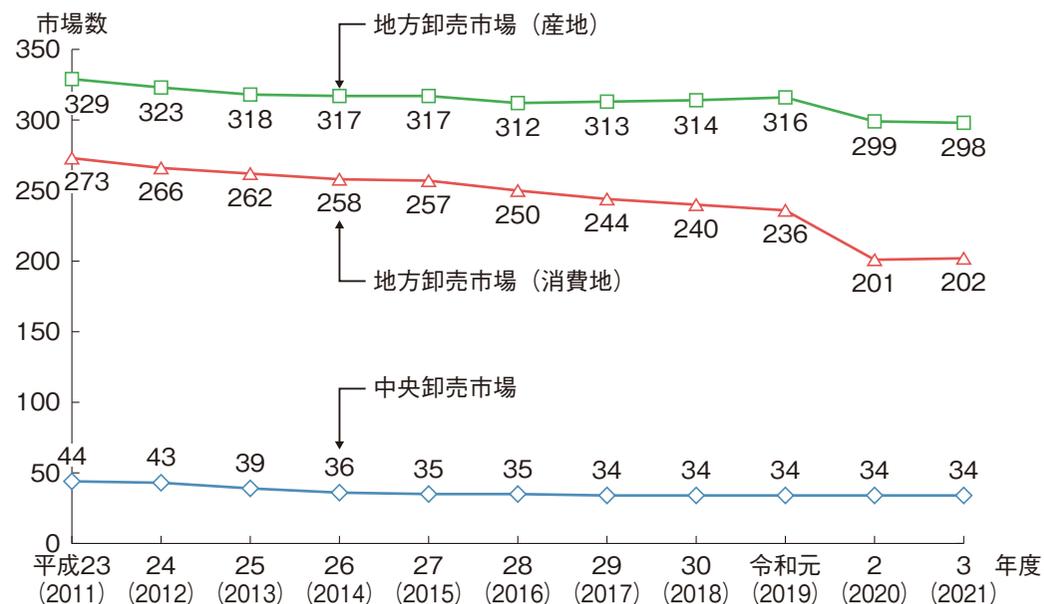
- 水産物卸売市場の数は、産地卸売市場は近年横ばい傾向、消費地卸売市場は減少。
- 水産物の消費地卸売市場経由率は低下傾向で、市場外流通が増加。
- 卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割。輸出も見据えた品質・衛生管理体制の強化や、統廃合等による市場機能の維持・強化が必要。

水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

水産物卸売市場数の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

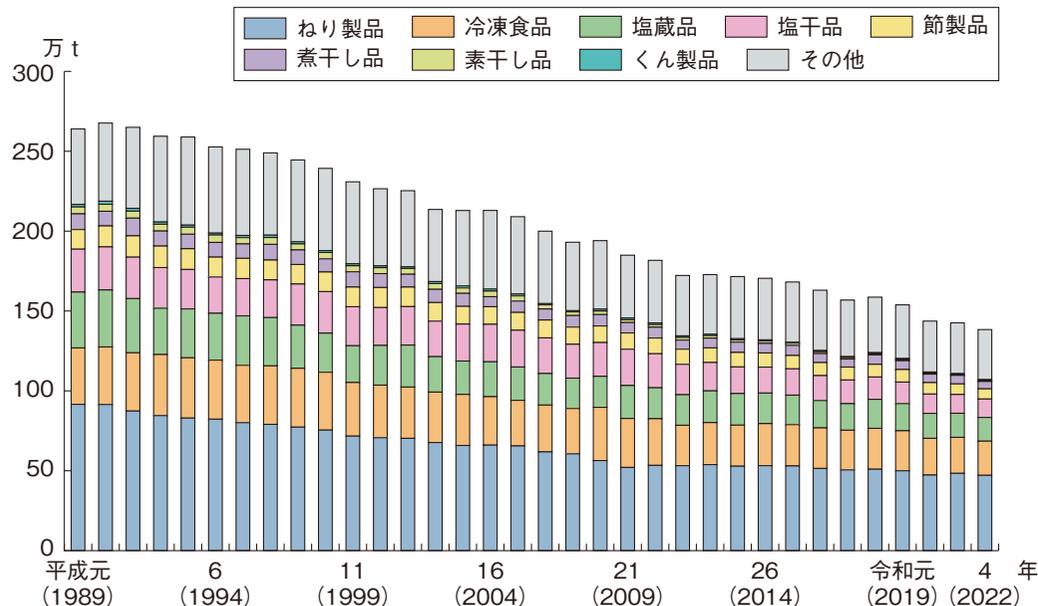
注：1) 中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23 (2011) 年度までは年度当初、平成24 (2012) 年度からは年度末のデータ。

2) 令和2 (2020) 年6月に改正卸売市場法が施行された。このため、令和元 (2019) 年度までのデータは、中央卸売市場は都道府県又は人口20万人以上の市等が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場。地方卸売市場は中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模 (産地市場330㎡、消費地市場200㎡) 以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの。令和2 (2020) 年度からのデータは、中央卸売市場は農林水産大臣の認定を受けた卸売市場。地方卸売市場は都道府県知事の認定を受けた卸売市場。

イ 水産加工業の動向、HACCPへの対応

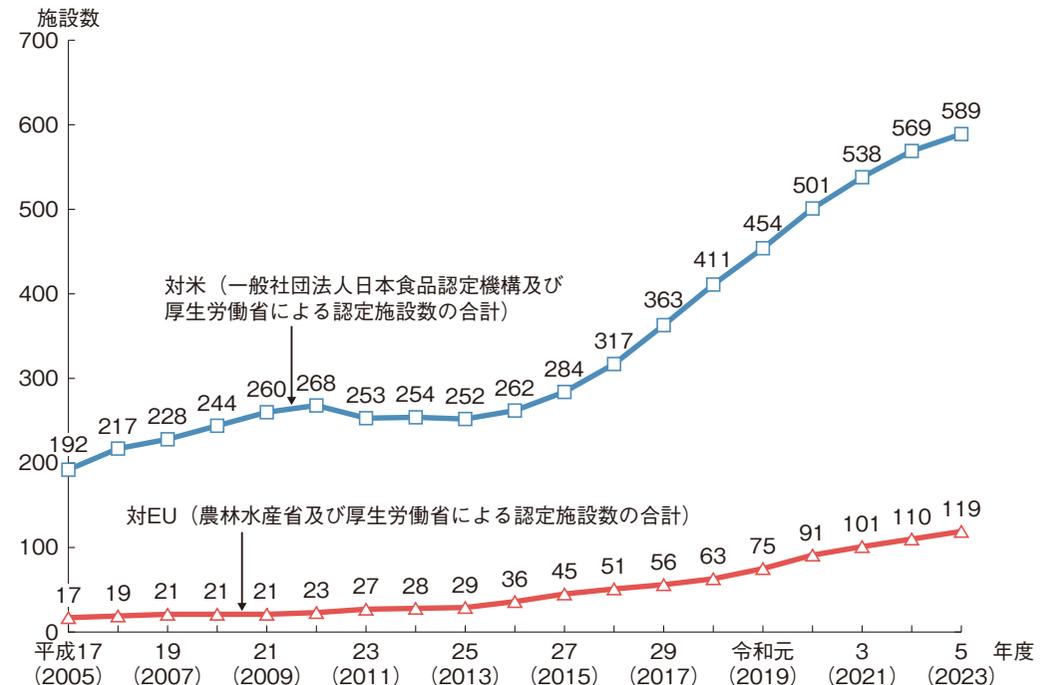
- 我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の約7割は水産加工品として供給。
- 水産加工品のうち食用加工品の生産量は減少傾向であるが、ねり製品や冷凍食品の生産量は横ばい傾向。
- 経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が水産加工業者にとっての課題であり、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組を支援。
- EUや米国等に水産物を輸出する際には、水産加工施設等が、輸出先国・地域から求められているHACCPの実施と施設基準への適合が必要。政府は、EUや米国への輸出に際して必要な施設認定を取得するための施設の改修等を支援。
- 令和5（2023）年度末時点で、水産加工業等における対EU輸出認定施設数は119施設、対米輸出認定施設数は589施設。

水産加工品のうち食用加工品の生産量の推移



資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前、「漁業センサス」（平成25（2013）及び30（2018）年）及び「水産加工統計調査」（その他の年）
 注：水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

水産加工業等における対EU・対米輸出認定施設数の推移



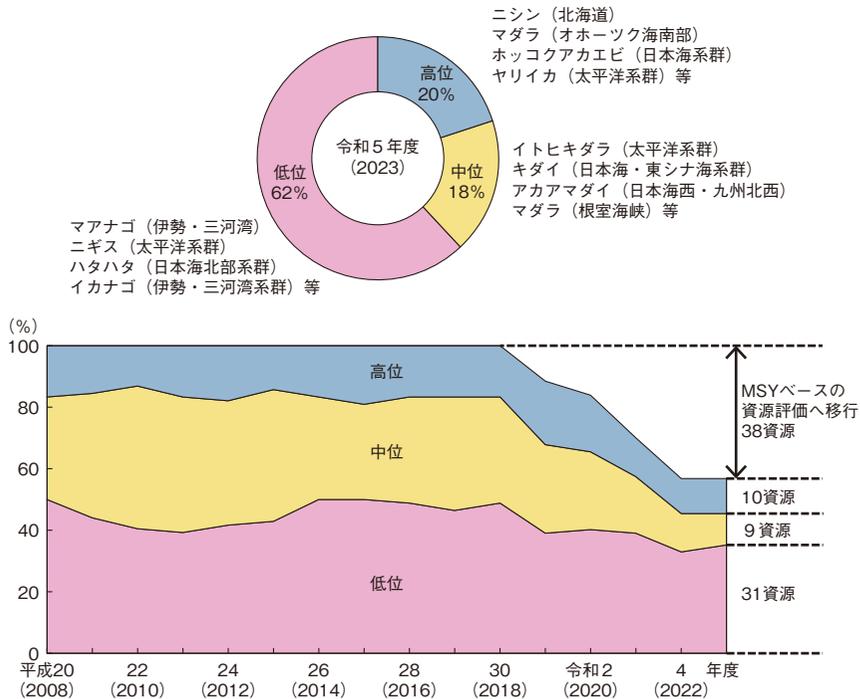
資料：農林水産省調べ

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

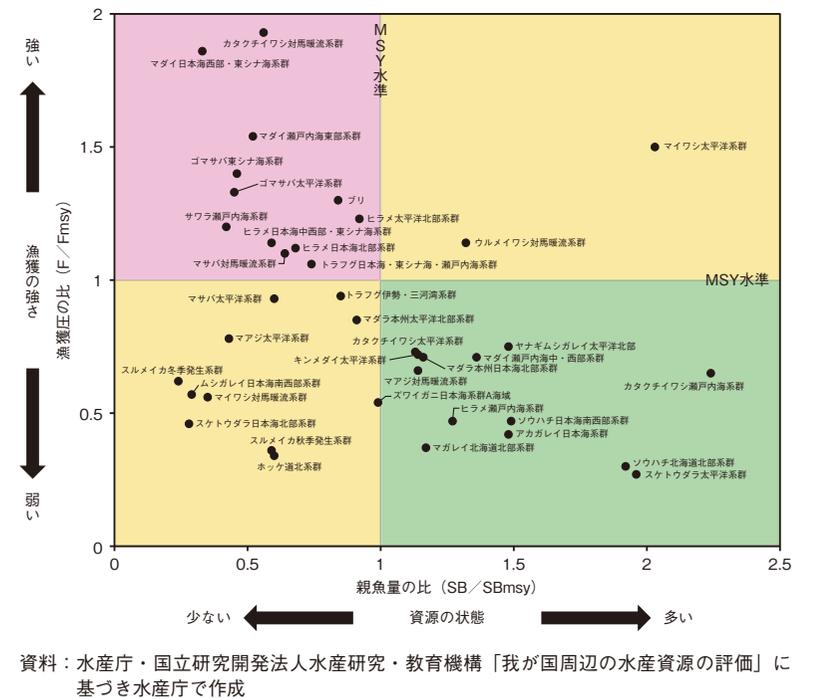
(1) 我が国周辺の水産資源

- 水産資源の管理は、資源評価に基づき適切な管理措置を執ることが重要。
- 資源評価対象種を平成30(2018)年度の50種から、令和2(2020)年に施行された改正漁業法に基づき、令和3(2021)年度までに192種に拡大。
- 資源評価対象種のうち、MSYを達成するための資源量と漁獲量の強さの算出を令和5(2023)年度までに22種38資源に実施。
- 36種50資源について、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

高位・中位・低位の3区分による資源評価



MSYをベースとした資源評価



資料: 水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成

注: 資源水準及び動向を評価した種・資源数は、以下のとおり。

令和元年度: MSYベースの資源評価に移行したサバ類等4種7資源を除く48種80資源

令和2年度: MSYベースの資源評価に移行したマアジ、マイワシ等8種14資源を除く45種73資源

令和3年度: MSYベースの資源評価に移行したカタクチイワシ、ウルメイワシ等17種26資源を除く42種61資源

令和4・5年度: MSYベースの資源評価に移行したトラフグ、キンメダイ等22種38資源を除く36種50資源

令和2年度以降は、スケトウダラオホーツク海南部等2種6資源について、資源評価結果に記載されている資源量指数等を基に「高位・中位・低位」を判断。

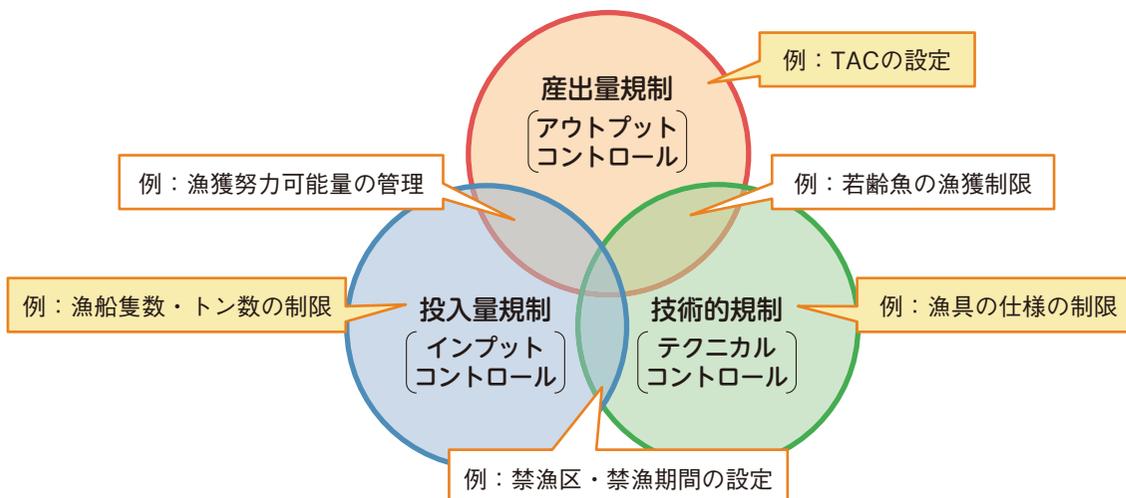


(2) 我が国の資源管理

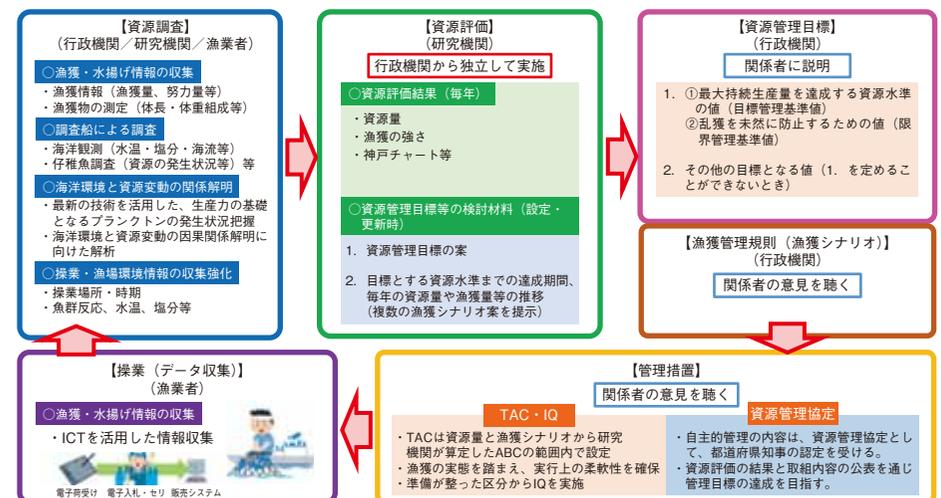
ア 改正漁業法に基づく新たな資源管理の推進

- 資源管理の手法は、1) 投入量規制、2) 技術的規制、3) 産出量規制の三つに大別。改正漁業法では、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、管理手法はTACを基本。TACに加え、操業期間、漁具の制限等の手法を組み合わせ資源管理を適切に実施。
- 採貝・採藻、定置漁業、養殖業、内水面漁業等については漁業権制度で管理。沖合・遠洋漁業等については許可制度等で管理。
- 令和2（2020）年、新たな資源管理システムの構築のため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定。令和12（2030）年度に漁獲量を444万tまで回復させることを目標とし、令和5（2023）年度までに、1) 資源評価対象魚種を200種程度に拡大、2) 漁獲量ベースで8割をTAC管理、3) TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ（漁獲割当）による管理を原則導入、4) 自主的な資源管理（資源管理計画）を改正漁業法に基づく「資源管理協定」に移行等の取組を行うこととしている。
- 令和6（2024）年3月、ロードマップの目標を達成するための令和6（2024）年度以降の具体的な工程を示した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」を決定・公表。

資源管理手法の相関図

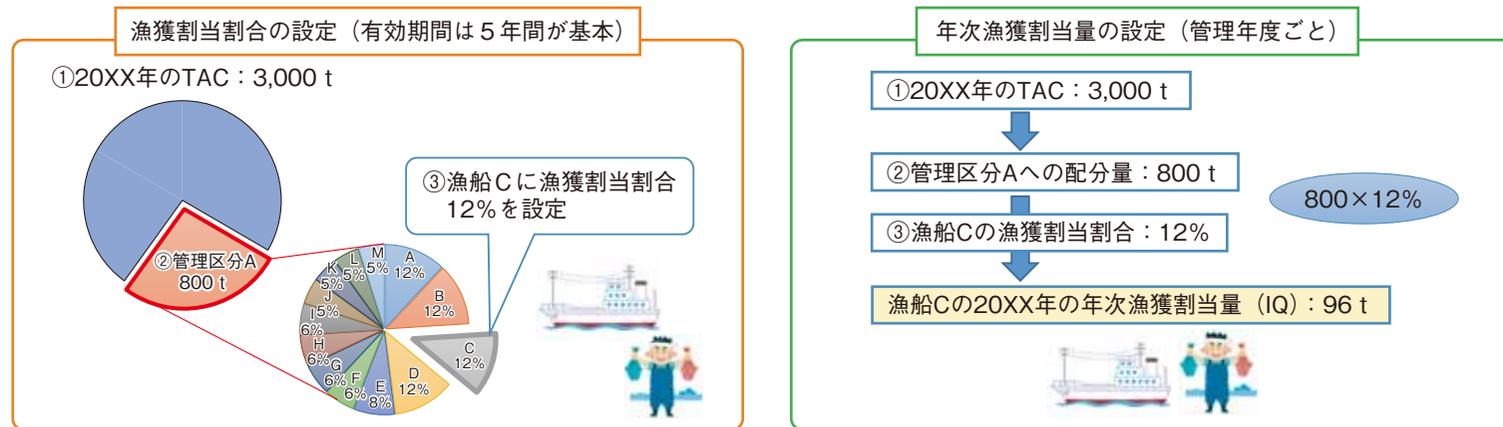


資源管理の流れ



- TAC管理の対象となる資源の割合は、その拡大の取組により令和6（2024）年3月末時点で、漁獲量ベースで65%を占めており、令和7（2025）年度までに8割でTAC管理開始となることを目指す。
- IQ管理は、令和5（2023）管理年度までに、11漁法・資源に導入。
- 資源管理計画から資源管理協定への移行は、令和5（2023）年度末までに完了。

IQ管理の導入のイメージ



イ 太平洋クロマグロの資源管理

- 太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意を受け、大型魚（30kg以上）及び小型魚（30kg未満）に漁獲上限を設定し、大臣管理区分及び都道府県にTACを配分。
- 令和4（2022）管理年度以降は、令和3（2021）年のWCPFC年次会合において決定された大型魚の漁獲上限の増加等を踏まえ、配分を見直し。
- 適切な数量管理のため、TAC報告時の個体管理や、取引時の個体情報の伝達・記録等により、漁獲・流通の管理を強化する方向で検討。
- 遊漁については、令和3（2021）年6月以降、小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕時の尾数等の報告を義務化。

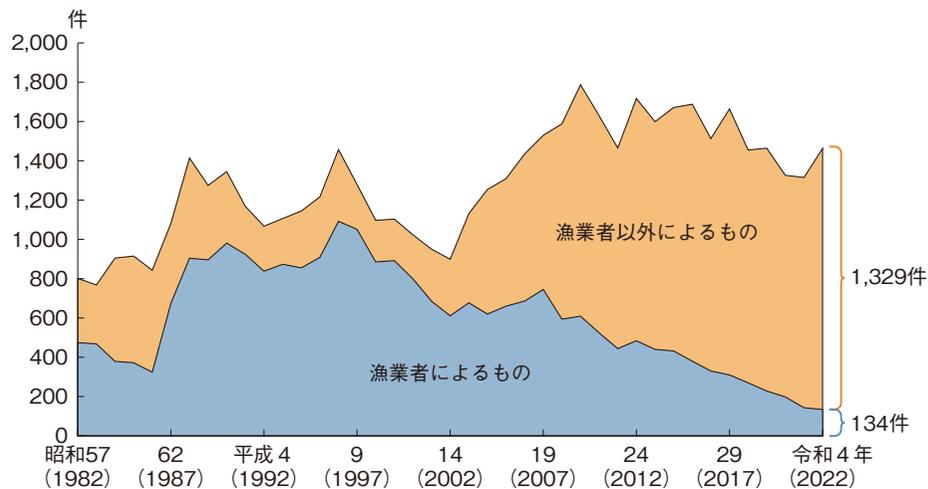


(3) 実効性ある資源管理のための取組

ア 我が国の沿岸等における密漁防止・漁業取締り

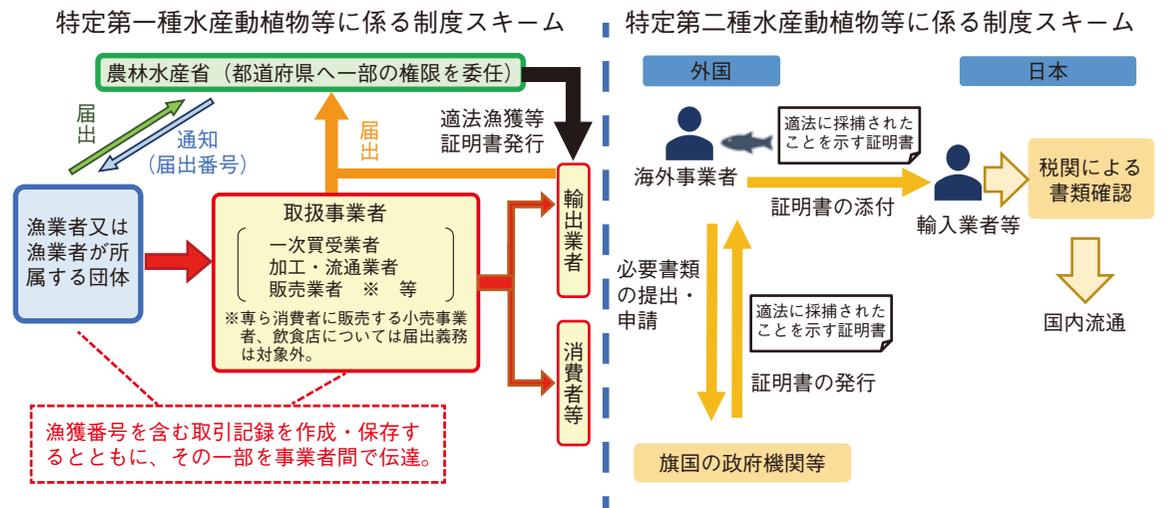
- 令和4（2022）年における全国の密漁の検挙件数は、1,561件（うち海面1,527件、内水面34件）。漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、悪質化・巧妙化。
- 改正漁業法に基づき、悪質な密漁が行われているあわび、なまこ及びうなぎの稚魚を「特定水産動植物」に指定し、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止とし、罰則を強化。
- 令和4（2022）年12月、国内外で違法に採捕された特定の水産物の流過程での混入等を防止することを目的とした水産流通適正化法が施行され、国内においては取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号の伝達等を、海外からの輸入においては旗国の政府機関が発行する証明書等の添付等を義務付け。
- 国内流通規制を行う特定第一種水産動植物にあわび、なまこ及びうなぎの稚魚を、輸入規制を行う特定第二種水産動植物にさば、さんま、まいわし及びいかを指定。

我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ
注：令和4（2022）年の合計は、漁業者によるものと漁業者以外によるもの他に、不詳64件を含む。

水産流通適正化制度の概要

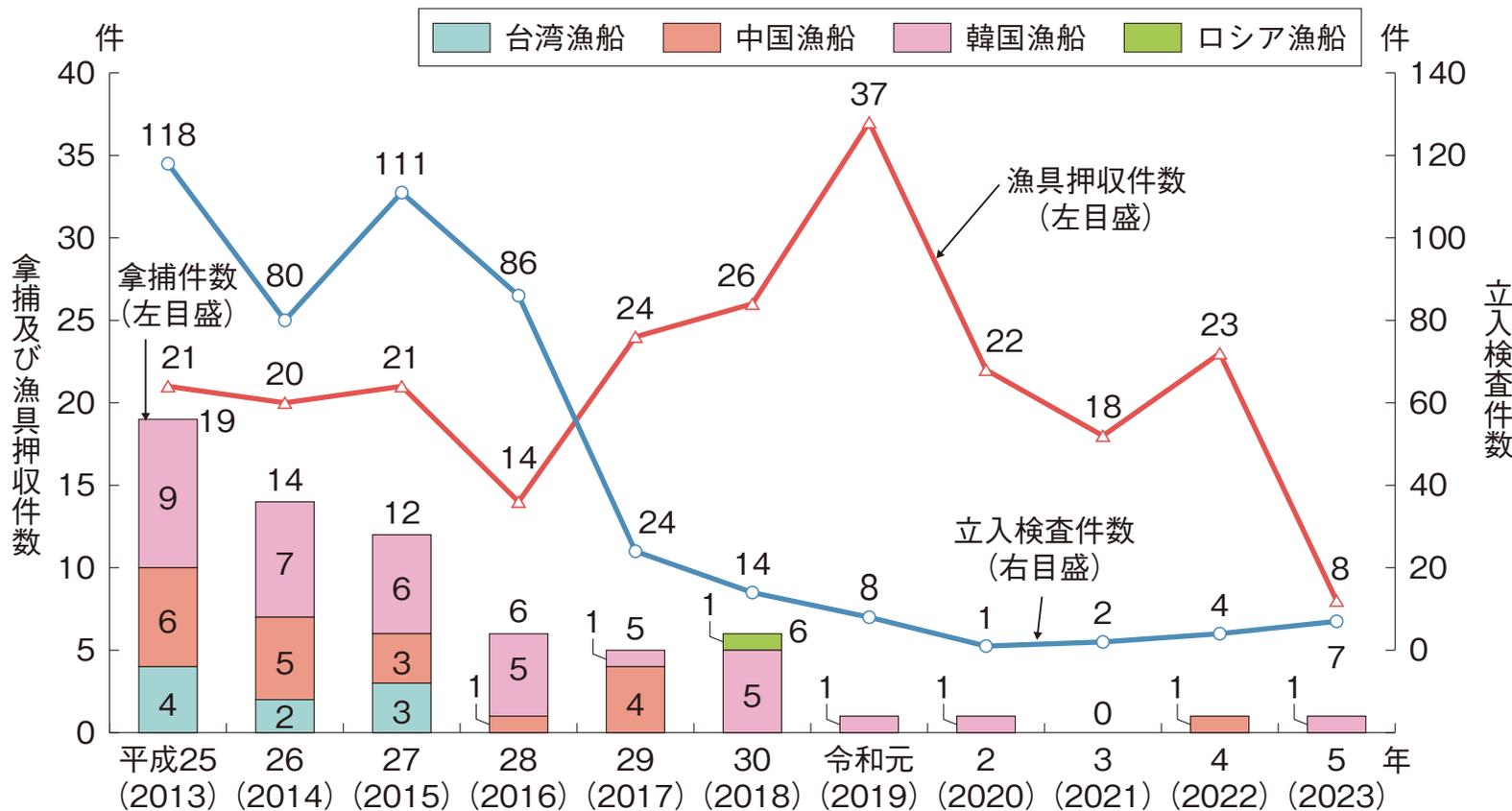


注：届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

イ 外国漁船等の監視・取締り

- 令和5（2023）年の水産庁による外国漁船等の取締実績は、立入検査7件、^{だほ}拿捕1件、違法設置漁具の押収8件。
- 日本海の大和堆^{やまとたい}周辺水域における中国漁船及び北朝鮮漁船による操業は極めて問題であり、漁業取締船により重点的に取締活動を実施するとともに、海上保安庁と連携して対応。令和5（2023）年の水産庁による中国漁船等への退去警告隻数は、延べ68隻。

水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ
注：公海における乗船検査を含まない。



大和堆周辺水域の中国漁船 (上)、北朝鮮漁船 (下)

(4) 資源を積極的に増やすための取組



- 種苗放流は、令和4（2022）年7月に策定した「第8次栽培漁業基本方針」に基づき、資源管理の一環として実施。
- サケ（シロサケ）は、近年、放流した稚魚の回帰率の低下により資源が減少。気候変動による海洋環境の変化が稚魚の生残に影響しているとの指摘もあり、水産庁は、環境の変化に対応した放流手法の改善の取組等を支援。
- 水産庁は、水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。

(5) 漁場環境をめぐる動き



ア 藻場・干潟の保全と再生、漁場環境の改善

- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要であり、水産庁は、地方公共団体による藻場・干潟の造成等の広域的な対策を推進。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖には窒素やリン等の栄養塩類が必要であるが、閉鎖性水域では栄養塩類の減少等による養殖ノリの色落ち等の可能性が示唆。瀬戸内海では、令和4（2022）年4月に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法が施行され、栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度が導入。
- 有明海等の再生については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境の保全・改善、水産資源の回復等の施策を実施。
- 令和5（2023）年6～9月、八代海・橘湾において赤潮が発生し、熊本県、長崎県及び鹿児島県においてトラフグ、シマアジ、マダイ、カンパチ、ブリ等の養殖魚に被害が発生。養殖生産構造の抜本的な改革に必要な調査・開発試験等を支援。



藻場の造成の様子（海藻が着定しやすいブロックの設置状況）



藻場の保全（ウニの駆除）

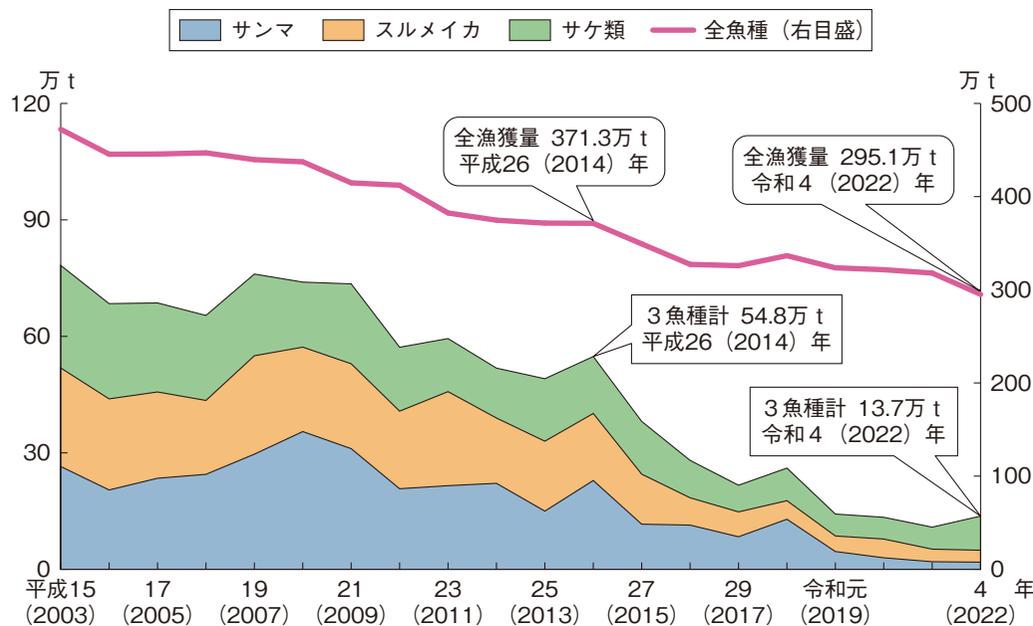


干潟等の保全（干潟の耕うん）

イ 気候変動による影響と対策

- 気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響。サンマやスルメイカの分布域の変化、サケの回帰率の低下等が発生。
- 気候変動への緩和策として、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立、ブルーカーボンの二酸化炭素吸収源としての可能性の追求等、水産分野においてもカーボンニュートラルに向けた取組を推進。
- 適応策として、養殖業においては、高水温耐性を有するノリ養殖品種の開発等を推進。
- 令和5（2023）年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催。同検討会の取りまとめを踏まえ、今後、1）資源調査・評価の充実・高度化、2）漁法・漁獲対象魚種の複合化・転換、3）養殖業との兼業化・転換、4）魚種の変更・拡大に対応しうる加工・流通等の実現に向けた対策を推進。

サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
注：スルメイカは、遠洋底びき網（南方水域）及びいか釣のうち、日本海水域以外で漁獲されたものを含まない。

海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会取りまとめ (概要)

対応の方向性 (概要)

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② 詳細な海洋環境データや漁業データの収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源の分布・回遊や生態に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、漁業者からの情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 海洋環境の変化による資源変動に対応した漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のIQの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 試験研究機関による収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進や輸出先国のニーズに対応したサプライチェーンの構築による新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

5. 魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

ウ 海洋におけるプラスチックごみの問題

- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系のほか、漁獲物への混入等漁業にも影響。
- 水産庁は、1) 使用済み漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、2) 生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発やまき網等の漁網のリサイクル推進を支援、3) 環境省や都道府県等と連携した漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進、4) マイクロプラスチックが水産生物に与える影響の調査等を実施。



生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験
(写真提供：公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構)

(6) 野生生物による漁業被害と対策

- トド、ヨーロッパザラボヤ等の野生生物による漁業被害が発生。水産庁は、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等への支援等を実施。
- トドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から令和4（2022）年度は約8億円に減少。
- 内水面におけるカワウやオオクチバス等外来魚の防除の取組への支援を実施。

事例 廃漁網の資源循環に向け漁業者と企業がタッグ

困難とされてきた廃漁網のリサイクルの動きが加速化しており、まき網漁業者、製網メーカー等が業界の枠を超えてTEAM Re:ismを組み、廃漁網を新たな漁網や漁業現場で使用するパレット等へのリサイクルが行われている。また、北海道等で行われている漁業者が中心となった漁業用のカップやカバン等へのリサイクルの取組のほか、漁網から固形燃料を製造し、石油代替として熱利用する（サーマルリサイクル）技術も注目されてきている。

今後、漁業者、自治体、企業、地域住民等、より多くの関係者が連携し、廃漁網の効率的な収集や分別、再生製品の需要拡大等を行うことで、漁業分野での資源循環の取組が一層拡大していくことが期待される。

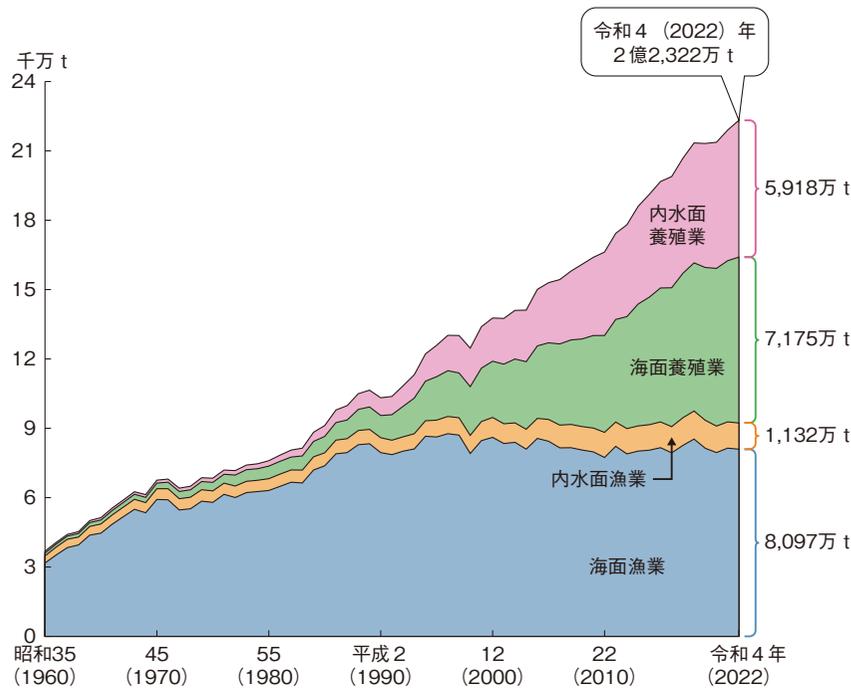


第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産

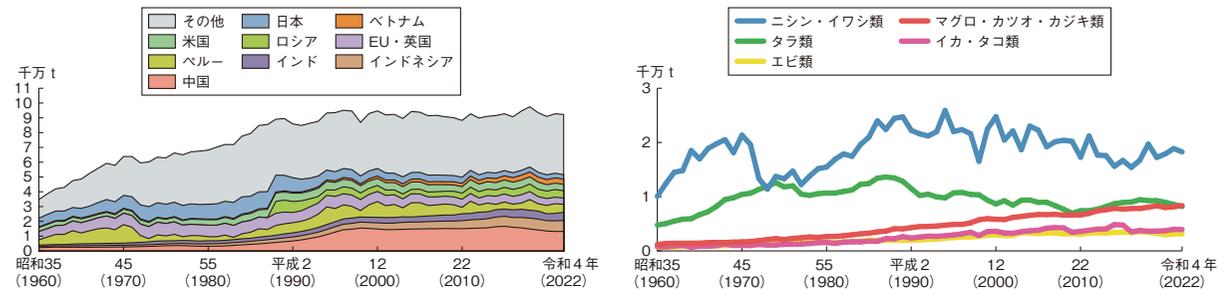
- 世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向。漁業の漁獲量は横ばい傾向である一方、養殖業の収穫量は急激に増加。
- 漁獲量は、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増加傾向。
- 養殖業の収穫量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 持続可能なレベルで漁獲されている世界の水産資源の割合は、令和元（2019）年には65%まで低下し、35%が過剰利用。

世界の漁業・養殖業生産量の推移

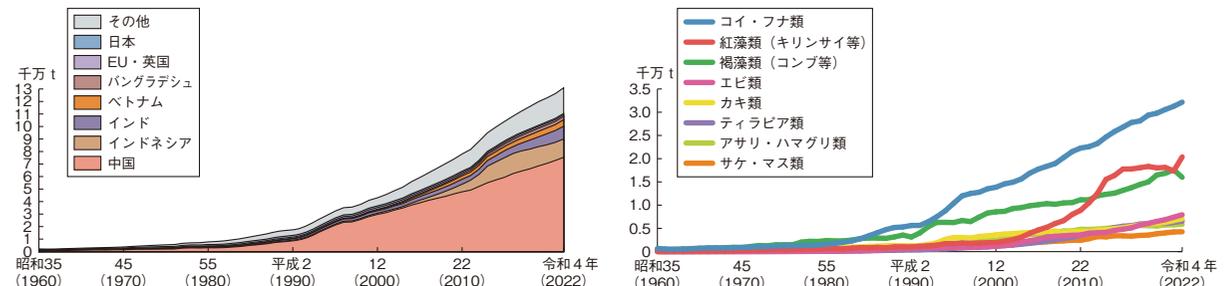


資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移



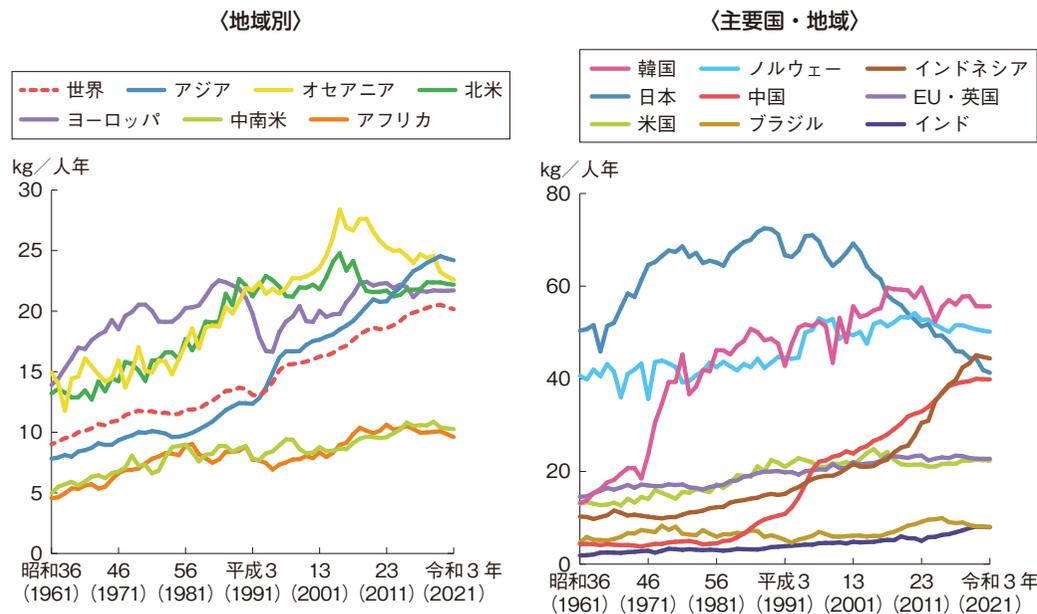
世界の養殖業の国別及び魚種別収穫量の推移



(2) 世界の水産物消費、世界の水産物貿易と国際情勢

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は増加する一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、減少傾向で推移。
- 流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転等により世界の水産物貿易量は増加傾向。世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出仕向け。
- 令和4（2022）年6月、世界貿易機関（WTO）閣僚会議においてIUU漁業につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止等を内容とする漁業補助金協定を追加するWTO協定改正議定書が採択。

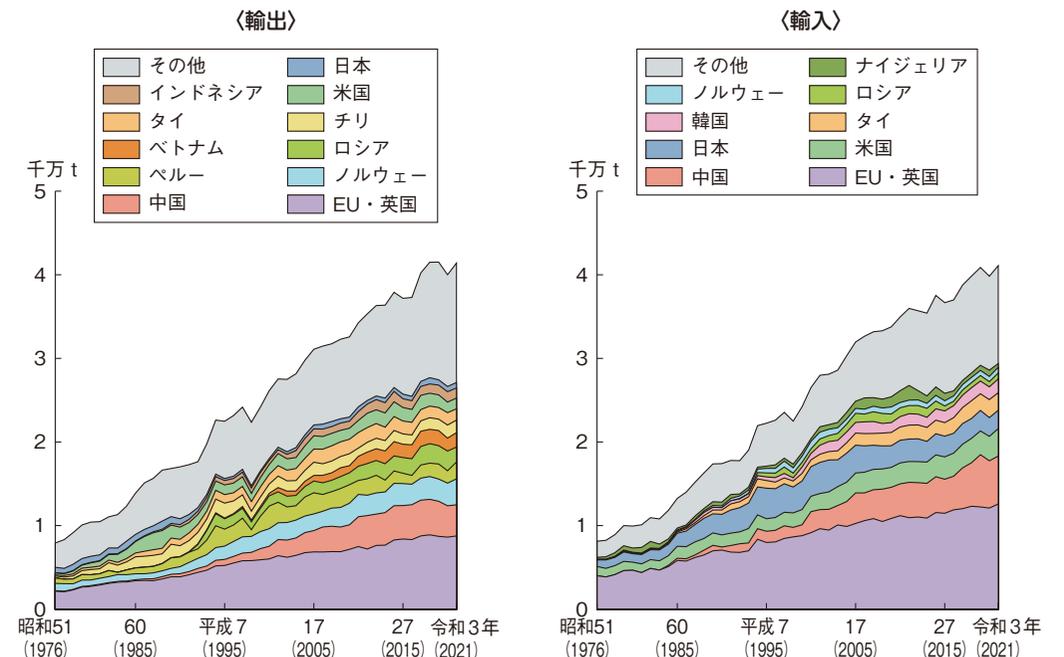
世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移 (粗食量ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

- 注：1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

世界の水産物輸出入量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」(平成30(2018)年以前)、FAO「Fishstat (Global aquatic trade)」(令和元(2019)年以降)に基づき水産庁で作成

注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。



(3) 国際的な資源管理

ア 地域漁業管理機関の動向、IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 世界のカツオ・マグロ類資源は、五つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに加盟。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) においては、平成27 (2015) 年以降の太平洋クロマグロの資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向。
- 令和5 (2023) 年の年次会合において太平洋クロマグロの小型魚から大型魚への振替に当たり漁獲上限を1.47倍とする特例措置の上限の拡大等が採択。
- 北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会 (NPFC) において、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 令和5 (2023) 年3月の年次会合では、令和5 (2023) 及び6 (2024) 年におけるサンマの公海でのTACを15万t(令和4 (2022) 年から25%削減) とすること等が合意。
- 地域漁業管理機関においては、IUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 令和4 (2022) 年12月に施行された水産流通適正化法において、国際的なIUU漁業防止の観点から、特定の水産動植物の輸入に際し、外国の政府機関が発行する証明書等の添付を義務付け。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：() は条約発効年

カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2 (2020) 年に脱退。
2) () は条約発効年

イ 二国間等の漁業関係

- ロシアとの間では、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島^{かいがらじま}昆布協定に基づく交渉により決定された操業条件の下で日ロ双方の漁船が操業。
- 北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉については、令和5（2023）年分の操業に係る協議からロシア側が応じていない状況。
- 韓国との間では、現在相互入漁は停止。暫定水域の韓国漁船による漁場占拠の問題解決に向けて働き掛けを継続中。
- 中国との間では、現在相互入漁は停止。日本海大和堆周辺水域の中国漁船による違法操業問題の解決に向けて働き掛けを継続中。また、同水域における違法操業の防止のため、水産庁は漁業取締船を同水域に重点配備し、海上保安庁と連携して対応。
- 台湾との間では、令和6（2024）年漁期の操業ルールについては、令和元（2019）年漁期以降適用されてきた操業ルールを継続することで一致。
- 太平洋島しょ国のEEZは、入漁料の引上げ、漁獲物の現地水揚げ等により入漁環境の厳しさが増大。海外漁業協力等を行い、海外漁場での安定的な操業の確保に努めている。

（4）捕鯨業をめぐる動き



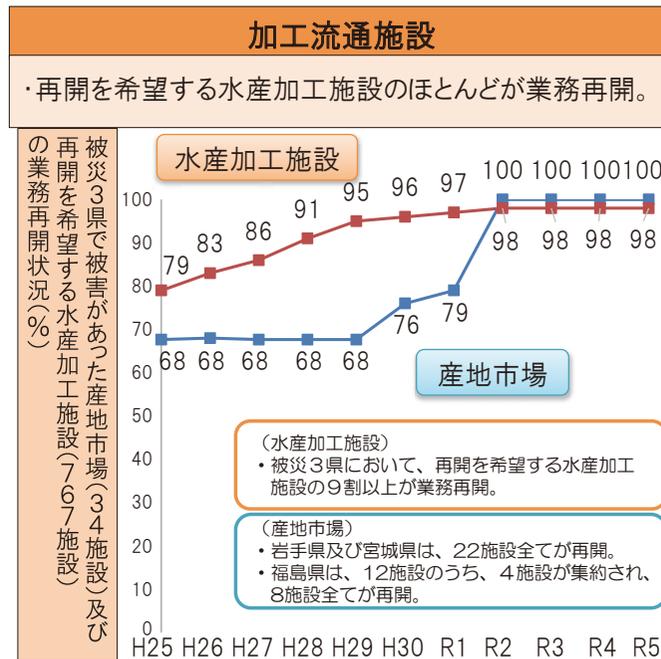
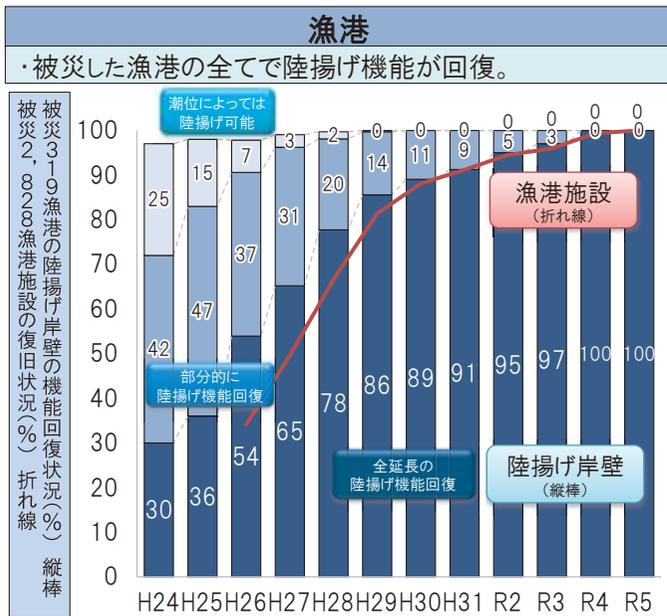
- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

第5章 大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

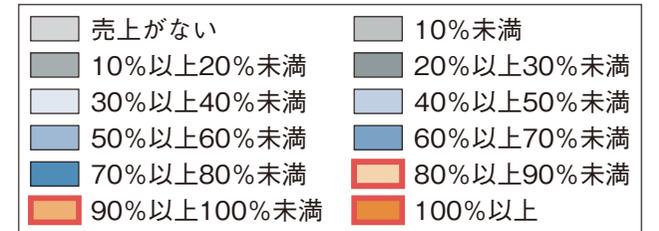
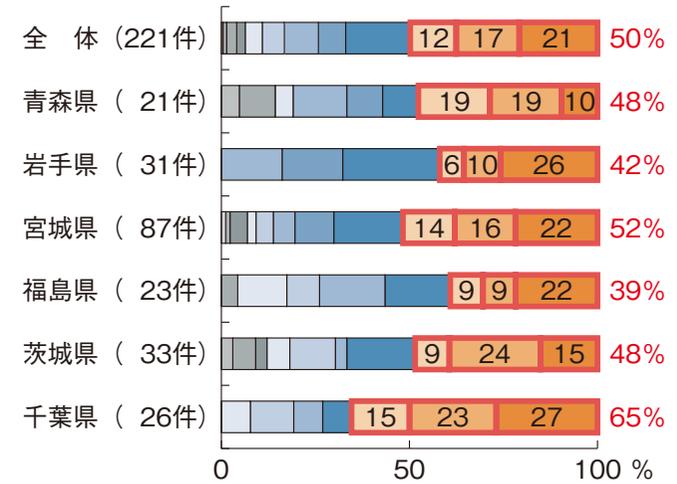
- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められており、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧はおおむね完了。
- 一方、水産加工業の売上の回復が課題であり、政府は、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

水産業の復旧・復興の進捗状況（令和6（2024）年3月取りまとめ）



※水産加工施設について、各年の数字は、H25～29年は12月末、H30年は9月末、R1～5年は12月末時点。
※産地市場について、各年の数字は、H25年が12月末、H26～R1年は翌年の2月末、R2年は翌年の1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開し業務再開状況が100%となったため、R3年以降は調査を行っていない。

水産加工業者における売上の回復状況

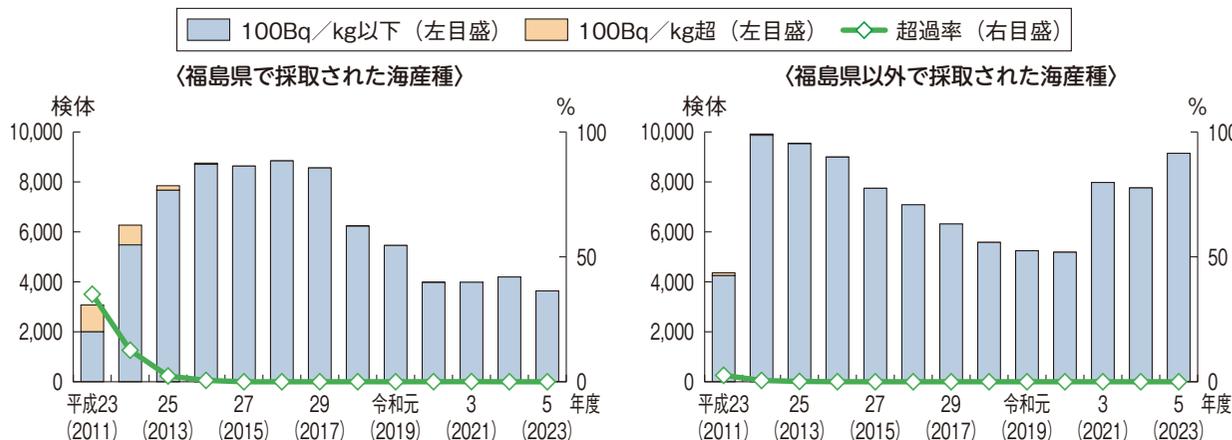


資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第10回）の結果」
注：赤字は80%以上回復した割合。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の安全性確保のため水産物の放射性物質モニタリングを実施。
- 放射性物質モニタリング結果を公表の上、基準値を超える水産物は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象。福島県における令和5（2023）年度の基準値超過検体はなし。福島県以外においても、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度以降の基準値超過検体はなし。
- 国際原子力機関（IAEA）と協力の上データの信頼性・透明性向上に向け取組。令和5（2023）年12月にIAEAから公表された報告書において「海域モニタリング計画に参加している日本の分析機関が引き続き高い正確性と能力を有している。」と評価。令和5（2023）年度の共同海洋モニタリングでは、IAEA海洋環境研究所に加え、カナダ、中国及び韓国の分析機関が参加し、試料採取から前処理までの状況及び分析手順の確認が行われ、各機関で分析が行われているところ。
- 漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため令和3（2021）年3月末まで試験操業を実施。試験操業後は操業の自主的制限を段階的に緩和することとし、水揚量は令和5（2023）年には6,530t（速報値）まで回復。
- 55か国・地域において日本産食品等の輸入規制措置が講じられていたが、各国政府に対し規制の撤廃に向けた働き掛けの結果、令和5（2023）年度にEU等で輸入規制措置が撤廃される等、規制を維持する国・地域は7に減少。

水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



注：令和6（2024）年3月末時点

原発事故に伴う諸外国・地域による食品等の輸入規制の概要（令和6（2024）年1月時点）

規制措置の内容／国・地域数 ^a		国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	48 カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、臺灣、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン	
	輸入規制を継続して措置	2 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	ロシア、仏領ポリネシア
	7	一部都県等を対象に輸入停止	中国、香港、マカオ、韓国、台湾

^a規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
^bなお、ALPS処理水の海洋放出に伴い中国・ロシアが全都道府県の水産物の輸入停止、香港が10都県の水産物等の輸入停止、マカオが10都県の生鮮食品等の輸入停止を措置。

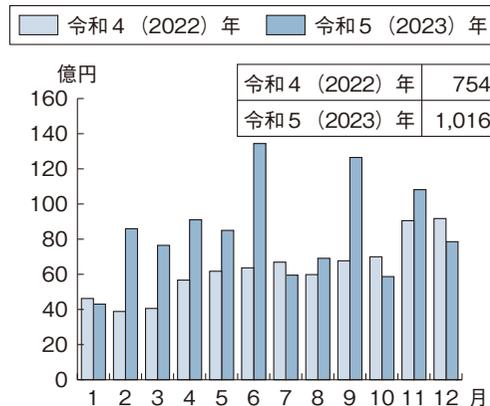
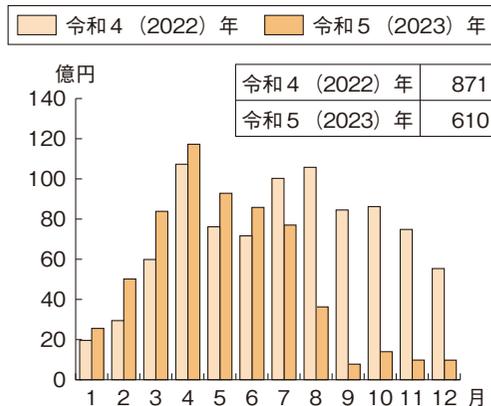
(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

- 令和5（2023）年8月24日のALPS処理水の海洋放出開始以降、中国及びロシアが全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオは10都県の水産物等を輸入停止。輸入規制の強化により、8月以降中国への水産物輸出額が大幅に減少し、令和5（2023）年の中国への水産物輸出額は対前年で約30%減少。
- 科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めていくとともに、海洋放出開始以前に措置された300億円及び500億円の基金等による支援に加え、特定の国・地域への依存を分散するための207億円の緊急支援事業の創設等により、国内消費拡大・生産持続対策、風評影響に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策及び迅速かつ丁寧な賠償の5本柱からなる「水産業を守る」政策パッケージを令和5（2023）年9月4日に策定。
- さらに、令和5（2023）年11月に補正予算を措置し、輸出拡大に必要なHACCP等対応の施設・機器整備、加工原材料の買取・一時保管、地域の加工拠点の整備等を支援。
- 水産庁は、海洋放出開始以前から実施しているトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析（精密分析）に加え、令和5（2023）年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法（迅速分析）を導入し、分析結果を採取日から翌々日までに公表。精密分析及び迅速分析の結果は、いずれも検出限界値未満で、放出前後で変化なし。

中国及び香港への水産物の輸出額の推移

《中国》

《香港》

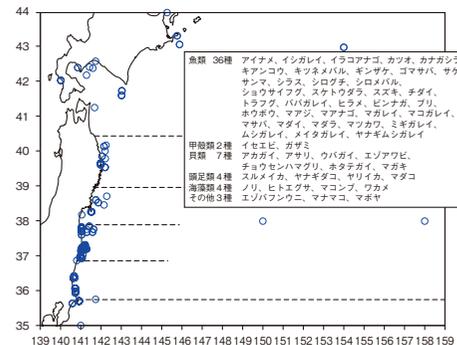


資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

水産物の放射性物質モニタリングの検体採取地点（トリチウム）

《精密分析》

《迅速分析》



8魚種：ヒラメ、ホウボウ、マゴチ、マダイ、トラフグ、イシガレイ、メイトガレイ、ババガレイ

資料：水産庁調べ

- 1) 精密分析の検体の採取地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県。
- 2) 迅速分析の検体の採取地は、ALPS処理水放出口から南北に約5kmの2地点（赤枠）（福島県下組合長会議資料を改変）。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

ア 水産業における被害状況

- 令和6（2024）年1月1日に、石川県能登地方を震源とする地震が発生。
- 同地震では、最大震度7の強い揺れがあり、最大4m程度の地盤の隆起が報告されるとともに、津波が発生し、水産業にも、石川県を中心に甚大な被害。
- 水産業の被害件数について、漁船については、転覆、沈没、座礁等が291隻以上、漁港施設（防波堤、岸壁、物揚場等）の損壊で73漁港の被害が発生。そのほか、漁具については、定置網の破損等で90件以上、共同利用施設では漁協事務所、給油施設、製氷施設等の損壊が96施設以上、養殖施設の損壊が8件以上発生。

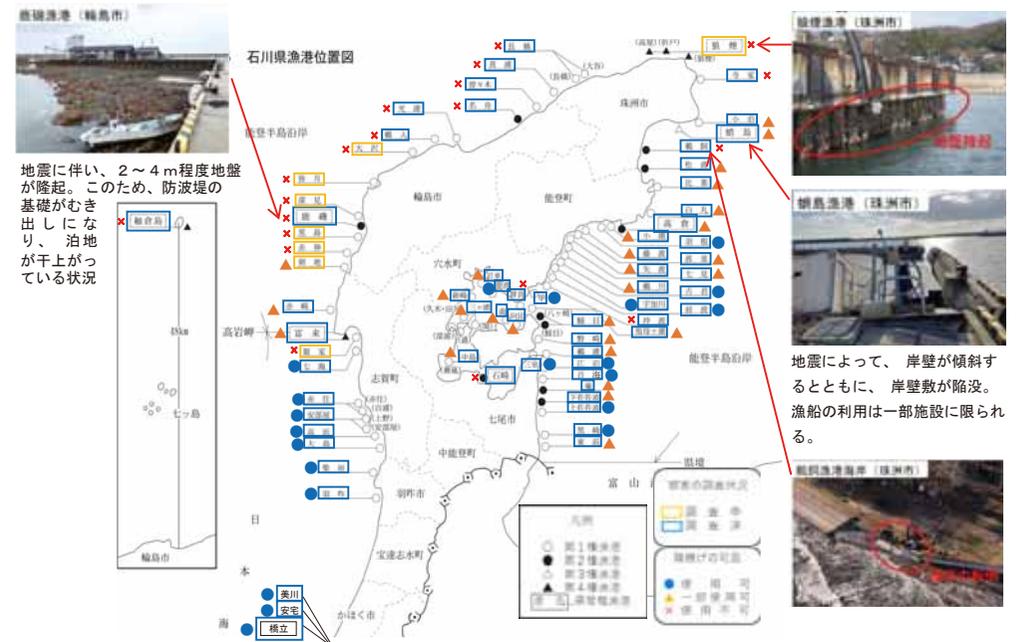
水産関係の被害状況

主な被害	被害数	主な被害地域
漁船	291隻以上	石川県（調査途上であり、今後大幅に増加することが見込まれる）、富山県、新潟県
漁港施設	73漁港	
卸売市場、加工施設等共同利用施設	96施設以上	
養殖施設	8件以上	
漁具	90件以上	

石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・265隻以上の漁船が被害。 ・60漁港が被害。 ・石川県漁協の27か所で、断水や浸水が起こるとともに、冷凍冷蔵施設、倉庫、選別機の損壊等の被害。 ・七尾市公設地方卸売市場では、断水、地盤陥没等の被害。金沢市中央卸売市場では、卸売場や低温貯蔵庫の天井材が一部落下する被害。 ・カキ及びトリガイの養殖施設が被害。
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・8隻の漁船が被害。 ・10漁港が被害。 ・給油施設の建屋及び燃油タンクの傾き、製氷貯氷庫の損傷、種苗生産施設の損傷等の被害。 ・とやま市漁業協同組合四方地方卸売市場では、場内で段差が生じ、新湊漁業協同組合地方卸売市場では、断水の被害。 ・定置網45ヶ統で、破損、流出等。かご縄や刺網の流出（38件）の被害。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・17隻の漁船が被害。 ・3漁港が被害。 ・荷さばき所の液状化、漁船巻き上げ機の浸水、加工場のシャッター破損等の被害。 ・刺網やばい籠の流出・損傷、定置網のアンカーロープの切断、陸上で保管していた漁網の流出の被害。
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・1隻の漁船が被害。

資料：石川県、富山県、新潟県、福井県からの報告に基づき、水産庁で作成
注：令和6（2024）年3月29日までに都道府県から報告を受けた被害状況を取りまとめたもの。

能登半島の漁港の被災調査状況



資料：石川県からの報告に基づき水産庁で作成
注：令和6（2024）年3月28日時点

イ 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた支援措置の内容

- 令和6（2024）年1月11日、政府は、令和6年能登半島地震を激甚災害として指定。水産関係では、漁港、水産業共同利用施設の災害復旧事業について、被災自治体等の負担を軽減。
- 同月25日、政府は、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を取りまとめ。同パッケージでは、水産関係に対する支援として、水産基盤の被害状況調査を早期に行い、漁港、海岸等の早期復旧を支援するとともに、漁業者等による漁場の復旧の取組、漁船、漁具、養殖施設、水産業共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等）の復旧に向けた取組の支援等が盛り込まれた。

被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ（令和6（2024）年1月25日決定）

水産関係に対する支援

- ・ 地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、**水産基盤の被害実態の緊急調査等**の被害状況調査を早期に行い、災害復旧事業等による漁港、海岸等の**早期復旧**を支援（激甚指定による国庫補助率高上げ：漁港等の公共土木施設70%→83%※）、（査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げによる査定効率化）
- ・ 災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の**漁港機能強化対策等**を実施（国庫補助率1/2等）
- ・ **漁業者等による漁場の復旧の取組**を支援（定額）
- ・ **漁船・漁具、養殖施設の復旧に向けた取組**や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の**水産業共同利用施設の復旧**、加工原料の確保に向けた取組等を支援（国庫補助率1/2等）
- ・ 被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う**研修を支援**（最大18.8万円/月、2年間）、被災漁業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）

※過去5か年の実績の平均



漁港の被害(海底地盤隆起)、
漁船の座礁

(参考) 水産施策の主なKPI

分野	KPI	進捗状況 (令和5(2023)年末時点)	KPIが記載された計画等
漁業	令和12(2030)年までに、漁獲量を平成22(2010)年と同程度(444万t)まで回復させることを目指す(参考:平成30(2018)年漁獲量331万t)。	令和4(2022)年の漁獲量(海藻類及び海産ほ乳類を除く)は、292万tであり、目標の66%。	みどりの食料システム戦略(令和3(2021)年5月策定)及び資源管理の推進のための新たなロードマップ(令和6(2024)年3月決定)
養殖業	令和32(2050)年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。	令和4(2022)年の人工種苗比率(ニホンウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ)は4.4%。 令和4(2022)年の配合飼料比率は47%。	みどりの食料システム戦略
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12(2030)年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3~4万t ・新魚種(ハタ類等) 1~2万t ・ホタテガイ 21万t (・真珠 令和9(2027)年目標200億円)	令和4(2022)年の生産量は、以下のとおり(%は目標との比較)。 ・ブリ類 11万t(46%) ・マダイ 7万t(64%) ・クロマグロ 2万t(100%) ・サケ・マス類(ギンザケのみ) 2万t(50%) ・ホタテガイ 17万t(81%) (・真珠 181億円(90%))	養殖業成長産業化総合戦略(令和2(2020)年7月策定、令和3(2021)年7月改訂)
輸出	水産物の輸出額を令和7(2025)年までに0.6兆円、令和12(2030)年までに1.2兆円とすることを旨とする。 (うち令和12(2030)年の輸出重点品目 ・ブリ類 1,600億円 ・マダイ 600億円 ・ホタテガイ 1,150億円 ・真珠 472億円)	令和5(2023)年の水産物輸出額は、3,901億円であり、令和12(2030)年の目標の33%。	食料・農業・農村基本計画(令和2(2020)年3月閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ(令和2(2020)年7月閣議決定)における農林水産物・食品の輸出額目標の内数並びに養殖業成長産業化戦略
水産物全体	令和14(2032)年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和4(2022)年度の水産物の自給率(概算値)は、以下のとおり。 ・食用魚介類 56% ・魚介類全体 54% ・海藻類 67%	水産基本計画(令和4(2022)年3月閣議決定)
水産物全体	令和22(2040)年までに、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。	技術の確立に向けて、水素燃料電池を使用する漁船の実証を計画。	みどりの食料システム戦略

令和6年度 水産施策

「令和6年度 水産施策」の構成

概説

施策の重点、財政措置、法制上の措置、税制上の措置、金融上の措置、政策評価

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- ・資源調査・評価の充実
- ・改正漁業法に基づく資源管理の着実な推進
- ・漁業取締・密漁監視体制の強化等
- ・海洋環境の変化への適応

II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- ・漁船漁業の構造改革等
- ・養殖業の成長産業化
- ・経営安定対策
- ・輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備
- ・内水面漁業・養殖業
- ・人材育成
- ・安全対策

III 地域を支える漁村の活性化の推進

- ・浜の再生・活性化
- ・漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化
- ・加工・流通・消費に関する施策の展開
- ・水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮
- ・漁場環境の保全・生態系の維持
- ・防災・減災、国土強靱化への対応

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

- ・みどりの食料システム戦略と水産政策
- ・スマート水産技術の活用
- ・カーボンニュートラルへの対応

V 東日本大震災からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

- ・地震・津波被災地域における着実な復旧・復興
- ・ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援

VI 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・関係府省等の連携による施策の効率的な推進
- ・施策の進捗管理と評価
- ・消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
- ・政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
- ・事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・財政措置の効率的かつ重点的な運用

